

本資料のうち、枠囲みの内容は商業機密または
防護上の機密に属しますので公開できません。

令和4年12月15日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機 火災感知器追設工事
に係る設計及び工事計画認可申請書の補足説明資料

目次

補足説明資料 1 本設計及び工事計画の申請範囲について

補足説明資料 2 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表

補足説明資料 3 設計及び工事計画認可申請に係る添付書類の要否検討結果

補足説明資料 4 「工事の方法」の該当箇所について

補足説明資料 5 火災感知器の性能に係るもの

- 5.1 アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、非アナログ式の炎感知器、非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器について
- 5.2 非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置について
- 5.3 熱を感知できる光ファイバ温度監視装置について
- 5.4 火災感知器と同等の機能を有する機器の環境性能について
- 5.5 火災感知器の選定、設置方法の考え方について
- 5.6 火災予防上支障がない火災感知器の設置方法について

補足説明資料 6 火災感知器の配置に係るもの

- 6.1 火災区域又は火災区画の火災感知器の設置個数について
- 6.2 火災区域又は火災区画の火災感知器の配置図について

補足説明資料 7 消防法施行規則の設置条件と異なる火災感知器設計に係るもの

- 7.1 火災区域および火災区画の特性に応じた火災感知の設計について
- 7.2 原子炉格納容器の火災感知器設計について
- 7.3 燃料取扱棟の火災感知器設計について
- 7.4 天井が高いエリアの火災感知器設計について
- 7.5 じんあいの発生又は水蒸気が多量に滞留するエリアの火災感知器設計について
- 7.6 結露が発生しやすいエリアの火災感知器設計について
- 7.7 高線量エリアにおける火災感知器設計について
- 7.8 屋外エリアの火災感知器設計について

補足説明資料 8 火災受信機盤に係るもの

- 8.1 火災受信機盤の機能について
- 8.2 火災監視回路のケーブル仕様について

特重建屋等に係る補足説明資料については、別途提示する。

補足説明資料 1

本設計及び工事計画認可申請の
申請範囲について

1. 本設計及び工事計画の申請範囲について

伊方発電所3号機における火災感知器追設工事の設計及び工事計画認可申請（以下「本設工認」という。）並びに使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事の設計及び工事計画の変更認可申請（以下「乾式貯蔵施設変認申請」という。）の申請範囲を下記のとおり整理する。

伊方発電所3号機の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（以下「DB 及び SA」という。）に係る箇所のうち使用済燃料乾式貯蔵施設については、現在、設計及び工事計画認可申請（令和3年7月7日認可）で認可を受けたのち、使用前確認証の交付前の段階であることから、乾式貯蔵施設変認申請として別途行うこととする。

本設工認では、伊方発電所3号機の DB 及び SA に係る箇所のうち、使用済燃料乾式貯蔵施設を除く施設を対象として、申請することとする。

2. 本設工認のうち基本設計方針(火災防護設備)の記載方針

本設工認のうち基本設計方針(火災防護設備)比較表の記載方針について、記載する。

伊方発電所3号機の至近の設計及び工事計画の認可状況のうち、基本設計方針(火災防護設備)に関連するものは、以下のとおりである。

設計基準対象施設及び 重大事故等対処施設	重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設)
使用済燃料乾式貯蔵施設工事 設計及び 工事計画認可（令和3年7月7日 原規規 発第2107076号）	特定重大事故等対処施設設置工事 工事計 画（第5回）認可（令和2年3月27日 原 規規発第2032711号）
デジタル安全保護系への変更工事 設計 及び工事計画認可（令和3年5月27日原 規規発第2105275号）	—

※認可日が新しいものを上段に示す

本設工認の基本設計方針比較表のうち「変更前」については、最新認可された基本設計方針を引用することとしており、DB 及び SA においては、本来至近で認可された伊方発電所3号機使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事（以下「乾式貯蔵施設設置工事」という。）の認可事項を記載するところである。

しかしながら、伊方発電所3号機火災感知器追設工事（以下「本工事」という。）の使用前確認は令和6年4月頃を予定しており、その時点において乾式貯蔵施設設置工事は工事期間中の見込みとなっている。このため、本工事完了後における基本設計方針

記載事項の最新管理の観点から、本設計工認の基本設計方針比較表については、「変更前」にDB及びSAのうち認可日が最も新しく、かつ使用前確認証が交付されているデジタル安全保護系への変更工事の認可事項を記載し、「変更後」に本工事における変更点を記載することとする。(図1-1参照)

その他発電用原子炉の附属施設

4 火災防護設備

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

本設計及び工事計画における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に關係する範囲に限る。

変更前	変更後
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。 それ以外の用語については以下に定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。 <p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象 (2.2 津波による損傷の防止は除く。)、5. 設備に対する要求 (5.8 ガスターインの設計条件を除く。)、6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。 火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等とする。 原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系統のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。 それ以外の用語については以下に定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。 <p>第1章 共通項目 変更なし</p> <p>第2章 個別項目 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。 火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等とする。 原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系統のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p>
<p>「変更前」</p> <p>デジタル安全保護系への変更工事の認可事項を記載する</p>	<p>「変更後」</p> <p>左記からの変更点を記載する</p>

図1-1 基本設計方針記載例

補足説明資料 2

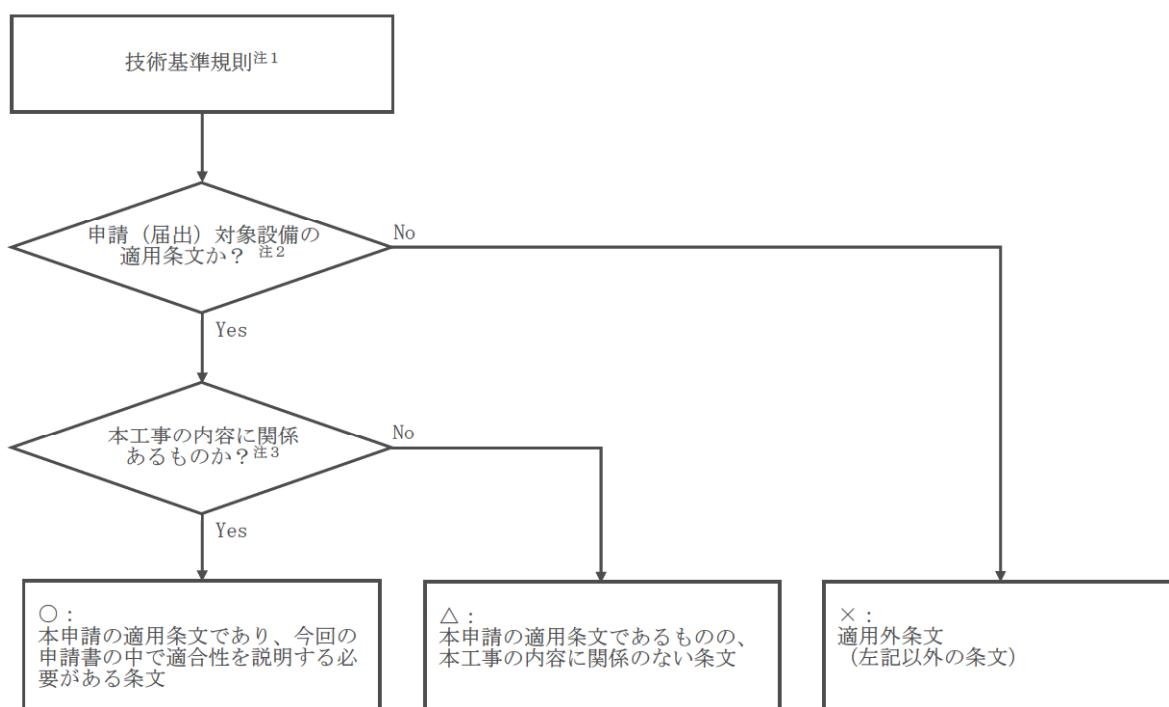
設計及び工事計画認可申請に該当する
技術基準規則の条文整理表

1. 概要

本資料では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく当該工事計画の手続きを行うにあたり、申請対象が適用を受ける「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の条文について整理すると共に、今回の申請書の中で適合性を説明する必要がある条文を明確にするものである。

2. 設計及び工事計画認可申請における条文整理フロー

設計及び工事計画認可申請における条文整理に当たっては、以下のフローに従い分類する。



3. 本設計及び工事計画認可申請における適用条文の整理結果

以下に示す本設計及び工事の計画の申請対象について、2. の条文整理フローに従い整理した適用条文整理結果を第2-1表に示す。

○申請対象

別表第二	
その他発電用原子炉の 附属施設 4 火災防護設備	火災防護設備の 基本設計方針

伊方3号機 火災感知器追設工事 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表

技術基準規則	分類※	理由
(第四条) 設計基準対象施設の地盤	△	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、本条文の適用を受けるが、既工事計画において確認された設計内容に影響を与えないため、関係しない。
(第五条) 地震による損傷の防止	○	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、耐震重要度Cクラスに分類され、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であるため、審査対象条文とする。
(第六条) 津波による損傷の防止	△	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、本条文の適用を受けるが、防護対象にならず、既工事計画において確認された設計に影響を与えないため、関係しない。
(第七条) 外部からの衝撃による損傷の防止	△	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、本条文の適用を受けるが、防護対象にならず、既工事計画において確認された設計に影響を与えないため、関係しない。
(第八条) 立入りの防止	△	工場等である伊方発電所構内に火災感知設備を設置するため、本条文の適用を受けるが、既工事計画において確認された設計に影響を与えないため、関係ない。
(第九条) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	△	工場等である伊方発電所構内に火災感知設備を設置するため、本条文の適用を受けるが、既工事計画において確認された設計に影響を与えないため、関係ない。
(第十条) 急傾斜地の崩壊の防止	△	急傾斜地の崩壊の防止については、これまでの工事計画において適合性が確認されている。伊方発電所は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所がないことから、急傾斜地の崩壊の防止に係る設計は工事の内容(本申請内容)に関係しないため、関係ない。
(第十二条) 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	△	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、本条文の適用を受けるが、防護対象とならず、既工事計画において確認された設計に影響を与えないため、関係しない。
(第十三条) 安全避難通路等	△	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、本条文の適用を受けるが、既工事計画において確認された設計に影響を与えないため、関係ない。
(第十四条) 安全設備	△	第14条の安全設備の定義は、第2条第2項第9号イ～ホに掲げる設備であり、火災防護設備のうち火災感知設備はこの対象には該当しない。また、第14条第2項は、その解釈において、安全設備のほか「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」において規定される安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安全施設」という。)についても、本条文の適用を受けると記載されているが、火災感知設備については安全施設に該当しない。さらに、消火設備起動用感知器については安全施設に該当するものの、本工事では消火設備起動信号に係る回路を変更しないことから、関係ない。
(第十五条) 設計基準対象施設の機能	○	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、共用する他号機設置の火災感知設備からの悪影響の防止や試験・検査性を有する設計であることを確認する必要があるため、審査対象条文とする。
(第十六条) 全交流動力電源喪失対策設備	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、全交流電源喪失対策設備に該当しないため、適用条文とはならない。
(第十七条) 材料及び構造	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第十八条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、クラス機器等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第十九条) 流体振動等による損傷の防止	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁に該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十条) 安全弁等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、安全弁等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十一条) 耐圧試験等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、クラス機器及び原子炉格納容器に該当しないため、適用条文とはならない。

技術基準規則	分類*	理由
(第二十二条) 監視試験片	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、容器の中性子照射による劣化に該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十三条) 炉心等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、炉心等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十四条) 熱遮蔽材	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、熱遮蔽材に該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十五条) 一次冷却材	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、一次冷却材に該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十六条) 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十七条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十八条) 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第二十九条) 一次冷却材処理装置	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、一次冷却材処理装置に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十条) 逆止め弁	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、逆止め弁に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十一条) 蒸気タービン	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、蒸気タービンに該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十二条) 非常用炉心冷却設備	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十三条) 循環設備等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、循環設備等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十四条) 計測装置	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、計測装置に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十五条) 安全保護装置	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、安全保護装置に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十六条) 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十七条) 制御材駆動装置	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、制御棒駆動装置に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十八条) 原子炉制御室等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉制御室等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第三十九条) 廃棄物処理設備等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、廃棄物処理設備等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第四十条) 廃棄物貯蔵設備等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、適用条文とはならない。
(第四十一条) 放射性物質による汚染の防止	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、放射線物質により汚染されるおそれがある管理区域ではないため、適用条文とはならない。

技術基準規則	分類*	理由
(第四十二条) 生体遮蔽等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、生体遮蔽等に該当しないため、適用条文とならない。
(第四十三条) 換気設備	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、換気設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第四十四条) 原子炉格納施設	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉格納施設に該当しないため、適用条文とならない。
(第四十五条) 保安電源設備	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、保安電源設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第四十六条) 緊急時対策所	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、緊急時対策所に該当しないため、適用条文とならない。
(第四十七条) 警報装置等	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、警報装置等に該当しないため、適用条文とならない。
(第四十八条) 準用	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、補助ボイラー、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第四十九条) 重大事故等対処施設の地盤	×	重大事故等対処施設に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、重大事故等対象施設は該当しないため、適用条文とならない。
(第五十条) 地震による損傷の防止	×	重大事故等対処施設に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、重大事故等対象施設は該当しないため、適用条文とならない。
(第五十一条) 津波による損傷の防止	×	重大事故等対処施設に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、重大事故等対象施設は該当しないため、適用条文とならない。
(第五十二条) 火災による損傷の防止	○	火災防護設備のうち火災感知設備が、火災区域及び火災区画の火災を早期に感知できる設計であることを確認する必要があるため、審査対象条文とする。
(第五十三条) 特定重大事故等対処施設	×	特定重大事故等対処施設に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないため、適用条文とならない。
(第五十四条) 重大事故等対処設備	×	重大事故等対処設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、重大事故等対処設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第五十五条) 材料及び構造	×	重大事故等対処設備に属する容器、配管等に対する材料および構造に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、重大事故等対処設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第五十六条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	重大事故等クラス機器の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、重大事故等クラス機器に該当しないため、適用条文とならない。
(第五十七条) 安全弁等	×	安全弁等に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、火災防護設備のうち火災感知設備は、安全弁等に該当しないため、適用条文とならない。
(第五十八条) 耐圧試験等	×	重大事故等クラス機器の耐圧試験等に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、クラス機器に該当しないため、適用条文とならない。
(第五十九条) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十一条) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないため、適用条文とならない。

技術基準規則	分類*	理由
(第六十二条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十三条) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十四条) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十五条) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十六条) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十七条) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十八条) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第六十九条) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に対する要求であり、設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第七十条) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第七十一条) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	×	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第七十二条) 電源設備	×	電源設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、電源設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第七十三条) 計装設備	×	計装設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、計装設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第七十四条) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	原子炉制御室に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第七十五条) 監視測定設備	×	監視測定設備に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、監視測定設備に該当しないため、適用条文とならない。
(第七十六条) 緊急時対策所	×	緊急時対策所に対する要求であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、緊急時対策所に該当しないため、適用条文とならない。
(第七十七条) 通信連絡を行うために必要な設備	×	通信連絡を行うために必要な設備であり、火災防護設備のうち火災感知設備は、通信連絡を行うために必要な設備に該当ないため、適用条文とならない。
(第七十八条) 準用	×	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災感知設備は、重大事故等対象施設に該当する設備を有していないため、適用条文とならない。

* : 以下の考え方に基づき記載する。

- : 本申請の適用条文であり、今回の申請書の
- △ : 本申請の適用条文であるものの、本工事の
- × : 適用外条文

補足説明資料 3

設計及び工事計画認可申請に係る
添付書類の要否検討結果

伊方3号機　火災感知器追設工事　設計及び工事計画認可申請書
添付書類並びに本設計及び工事計画における添付の要否の検討結果

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二添付書類	添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通		
送電関係一覧図	×	送電線に關係する工事ではないため、不要。
急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書	×	急傾斜地崩壊危険区域の設定はないため、不要。
工場又は事業所の概要を明示した地形図	×	地形に關係する工事ではないため、不要。
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	×	主要設備の配置に關係する工事ではないため、不要。
単線結線図	×	単線結線図に關係する工事ではないため、不要。
新技術の内容を十分に説明した書類	×	新技術に該当しないため、不要。
発電用原子炉施設の熱精算図	×	発電用原子炉施設の熱精算に關係する工事ではないため、不要。
熱出力計算書	×	熱出力に關係する工事ではないため、不要。
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○ (資料1)	設置許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを示すため添付する。
排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に關係する工事ではないため、不要。
人が常時勤務し、又は頻繁に入出する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	線量に關係する工事ではないため、不要。
発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	×	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止には關係する工事ではないため、不要。
排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備に關係する工事ではないため、不要。
取水口及び放水口に関する説明書	×	取水口及び放水口に關係する工事ではないため、不要。
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	×	設定根拠を説明すべき要目表記載事項がないため、不要。
環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	環境測定装置に關係する工事ではないため、不要。
クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書	×	クラス1機器及び炉心支持構造物に關係する工事ではないため、不要。
安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○ (資料2)	保守点検(試験・検査性)並びに機器相互の悪影響防止に対する技術基準規則第15条への適合性を示すために添付する。
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	○ (資料3)	火災防護に対する技術基準規則第11条への適合性を示すために添付する。
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	溢水防護に關係する工事ではないため、不要。
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物に關係する工事ではないため、不要。
通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	通信連絡設備に關係する工事ではないため、不要。
安全避難通路に関する説明書及び安全避	×	安全避難通路に關係する工事ではないため、不要。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二添付書類	添付の要否 (○・×)	理 由
難通路を明示した図面		
非常用照明に関する説明書及び非常用照明の取付箇所を明示した図面	×	非常用照明に関係する工事ではないため、不要。
火災防護設備		
火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	×	火災区域、火災区画及び消火設備の配置等に関係する工事ではないため、不要。
耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○ (資料 4)	耐震性に対する技術基準規則第 5 条への適合性を示すため、添付する。
強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	×	容器、管等に関係する工事ではないため、不要。
構造図	×	火災感知設備に係る申請であり、構造図等に関係する工事ではないため、不要。
安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	×	安全弁及び逃がし弁に関係する工事ではないため、不要。
発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	×	運転を管理するための制御装置に関係する工事ではないため、不要。
中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書	×	中央制御室の機能、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関係する工事ではないため、不要。
安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	×	安全弁に関係する工事ではないため、不要。

その他、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 9 条第 3 項に基づき、「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド」にて要求のある「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」（資料 5）を添付する。

補足説明資料4

「工事の方法」の該当箇所について

1. 概要

工事の方法として、工事手順、使用前事業者検査の方法、工事上の留意事項を、それぞれ施設、主要な耐圧部の溶接部、燃料体に区分して定めており、これら工事手順および使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとしている。

また、工事の方法は、すべての施設を網羅するものとして作成しており、それを原子炉本体に記載し、その他施設については該当箇所を呼び込むことにしている。

本資料では、工事の方法のうち当該工事に該当する箇所を明示するものである。

2. 当該工事に該当する箇所

工事の方法のうち、当該工事に該当する箇所を示す。

4 火災防護設備に係る工事の方法

凡例 (黄色マーキング) : 当該工事に該当する箇所

変更前	変更後
火災防護設備に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」(「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。)に従う。	変更なし

火災防護設備に係る工事の方法として、原子炉本体に係る工事の方法を以下に示す。

変更前	変更後
<p>発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の方法として、原子炉設置（変更）許可を受けた事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の要求事項に適合するための設計（基本設計方針及び要目表）に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。 これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。</p> <p>1. 工事の手順</p> <p>1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図1に示す。</p> <p>1.2 主要な耐圧部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図2に示す。</p> <p>1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査 燃料体に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図3に示す。</p> <p>2. 使用前事業者検査の方法</p> <p>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他発電用原子炉施設が設計及び工事の計画に従って施設されたものであることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を図1、図2及び図3のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。 また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容と重要度に応じて、立会、抜取り立会、記録確認のいずれかとすることを要領書等で定め実施する。</p> <p>2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査 2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査 構造、強度又は漏えいにできるようになつたとき、表1に示す検査を実施する。</p>	<p>変更なし</p>

変更前		変更後	
検査項目	検査方法	判定基準	
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した当該工事における構造、強度又は漏えいに関する確認事項として次に掲げる項目の中の。 ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・組立て及び据付け状態を確認する検査(据付検査) ・状態確認検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 ・建物・構築物の構造を確認する検査	材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び据付け状態を確認する検査(据付検査) 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査 建物・構築物の構造を確認する検査	使用されている材料の化成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。 有害な欠陥がないことを確認する。 組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。 評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。 技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。なお、漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	設工認のとおりであること。 設工認のとおりであること。 健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。 設工認のとおりに組立て、据付けられていること。 設工認のとおりであること。 検査圧力に耐え、かつ、異常のないことを。 著しい漏えいのこと。
		変更なし	
		変更なし	

表1 構造、強度又は漏えいに係る検査(燃料体を除く)※1

変更前	変更後
<p>※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。</p> <p>※2：耐圧検査及び漏えい検査の方法について、表1によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「耐圧試験等」の方針によるものとする。</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「技術基準解釈」という。）に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項</p> <p>次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2007) 又は (JSME S NB1-2012/2013)」（以下「溶接規格」という。）第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準に従い、表2-1、表2-2に示す検査を行つ。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方針の範囲内で①溶接施工法に関する事を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第81号）第2条に基づき、通商産業大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。 ・平成12年7月以降に、旧電気施設技術基準機能性化適合調査溶接検討会又は第三者機関による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。 <p>① 溶接施工法に関すること</p> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <p>なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要しないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月30日以前に電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。 ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づく溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・平成25年7月8日以降、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 <p>・前述と同様の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）における他の施設にて、認可を受けた</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後
<p>もの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物物理施設、特定廃棄物管理施設をいう。</p> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によつて認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。 ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。 	

表2-1 あらかじめ確認すべき事項（溶接施工法）

検査項目	検査方法及び判定基準
溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。 変更なし。
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。
溶接施工作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が溶接検査計画書とのおりに実施されることを確認する。
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び韌性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。
(判定)※1	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。

※1：（ ）は検査項目ではない。

	変更前	変更後
検査項目	表2-2 あらかじめ確認すべき事項（溶接士） 検査方法及び判定基準	<p>※1：（ ）は検査項目ではない。</p> <p>（2） 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項</p> <p>発電用原子炉施設のうち技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号の主要な耐圧部の溶接部について、表3-1に示す検査を行う。 また、以下の①又は②に限り、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器に対してテンパーード溶接を適用することができ、この場合、テンパーード溶接方法を含む溶接施工法の溶接部については、表3-1に加えて表3-2に示す検査を実施する。</p> <p>① 平成19年12月5日以前に電気事業法に基づき実施された検査において溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法</p> <p>② 以下の規定に基づく溶接施工法確認試験において、溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第81号）第2条に基づき、通商産業大臣の許可を受けた特殊な溶接方法 ・平成12年7月以降に、旧電気施設技術基準機能化適合調査溶接検討会又は第三者機関による適合性試験に受けた特殊な溶接方法

変更前		変更後
検査項目	検査方法及び判定基準	
適用する溶接施工法、溶接土の確認	適用する溶接施工法、溶接土がなされていることを確認する。	
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。	
開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。	
溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接土により溶接施工しているかを確認する。	
熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	変更なし
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。	
機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。	
耐圧検査 ^{※1}	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認)	
(適合確認) ^{※2}	溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。 以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。	

※1：耐圧検査の方法について、表3-1によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造等」の方針によるものとする。

※2：() は検査項目ではない。

		変更前				変更後			
検査項目	検査方法及び判定基準	同種材の溶接適用	クラック材の溶接適用	異種材バターリング材の溶接適用	適用	同種材の溶接適用	クラック材の溶接適用	異種材バターリング材の溶接適用	適用
つづき	<p>③予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度を満足していることを確認する。</p> <p>④当該施工法にパス間温度が規定されていることを確認する。</p> <p>⑤当該施工法に、溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と保持時間が規定されている場合は、その規定を満足していることを確認する。</p> <p>⑥余盛り溶接は、1層以上行われていることを確認する。</p> <p>⑦溶接後の温度保持終了後、最終層ビードの除去及び溶接部が平滑となるよう仕上げ加工されていることを確認する。</p>	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
非破壊検査	<p>溶接部の非破壊検査は、次によることを確認する。</p> <p>1. 1層目の溶接終了後、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。</p> <p>2. 溶接終了後の試験は、次によることを確認する。</p> <p>①溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に実施していることを確認する。</p> <p>②予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。</p> <p>③超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。</p> <p>④超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。</p> <p>⑤放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。</p> <p>3. 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去した面に欠陥がないことを確認する。</p>	適用	—	—	—	適用	適用	適用	—

変更前	変更後
<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。</p> <p>なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもつて工事の完了とする。</p>	

表4 構造、強度又は漏えいに係る検査(燃料体)^{*1}

検査項目	検査方法	判定基準
(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分 析結果の確認その他これらとの部品の組成、構造又は 強度に係る検査	材料検査 ^{*2}	使用されている材料の化 学成分、機械的強度が工 事計画のとおりであるこ とを確認する。
(2) 燃料要素に係る次の検 査	寸法検査 外観検査	主要寸法が工事計画のと おりであり、許容寸法内で あることを確認する。 有害な欠陥等がないこと を確認する。
一　寸法検査 二　外観検査 三　表面汚染密度検査 四　溶接部の非破壊検査 五　圧力検査 六　漏えい検査(この表の (3) 三に掲げる検査 が行われる場合を除く。)	表面汚染 密度検査	表面に付着している核燃 料物質の量が技術基準の 規定を満足することを確 認する。
	溶接部の 非破壊検査	溶接部の健全性を非破壊 検査等により確認する。
	漏えい検査	漏えい試験における漏え い量が、技術基準の規定を 満足することを確認する。
(3) 組み立てられた燃料体 に係る次の検査	圧力検査	初期圧力が工事計画のと おりであり、許容値であ ることを確認する。
一　寸法検査 二　外観検査 三　漏えい検査(この表の (2) 六に掲げる検査 が行われる場合を除く。)	質量検査	燃料集合体の総質量が工 事計画のとおりであり、許 容値内であることを確認 する。
四　質量検査		

※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

変更前	変更後
<p>※2: MOX燃料における実際の製造段階で確定するブルトニウム含有率の燃料体平均、ブルトニウム含有率及び核分裂ブルトニウム富化度のペレット最大並びにウラン235濃度の設計値と許容範囲は使用前事業者検査要領書に記載し、要目表に記載した条件に合致していることを確認する。</p> <p>2.2 機能又は性能に係る検査</p> <p>機能又は性能を確認するため、以下のとおり検査を行う。</p> <p>ただし、表1の表中に示す検査により機能又は性能を確認できる場合は、表5、表6又は表7の表中に示す検査を表1の表中に示す検査に替えて実施する。</p> <p>また、改修、修理又は取替の工事であって、燃料体を挿入できる段階又は臨界反応操作を開始できる段階と工事完了時が同じ時期の場合、工事完了時として実施することができる。</p> <p>構造、強度又は漏えいを確認する検査と機能又は性能を確認する検査の内容が同じ場合、構造、強度又は漏えいを確認する検査の記録確認をもって、機能又は性能を確認する検査とすることができる。</p> <p>2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査</p> <p>発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になつたとき、表5に示す検査を実施する。</p> <p>表5 燃料体を挿入できる段階の検査^{*1}</p>	<p>変更なし</p>

検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査及び工程上発電用原子炉に燃料体を挿入する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性を確保の観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要な工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉に燃料体を挿入するにあたり、確認がが必要な範囲について、設備工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。

*1: 基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査
発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になつたとき、表6に示す検査を実施する。

変更前		変更後	
表6 臨界反応操作を開始できる段階の検査 ^{※1}			
検査項目	検査方法	判定基準	
発電用原子炉が臨界に達する時における検査及び工事が臨界に達する前でなければ実施できない検査	発電用原子炉の出力を上げるために、発電用原子炉の燃料体を挿入した状態での確認検査として、燃料体の炉内配置及び原子炉の核的特性等を確認する。また、工程上発電用原子炉が臨界に達する前でなければ機能又は性能を確認できない設備について、機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。	原子炉の臨界反応操作を開始するにあたり、原子炉の炉内配置及要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。	

※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.2.3 工事完了時の検査	
全ての工事が完了したとき、表7に示す検査を実施する。	

※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

表7 工事完了時の検査 ^{※1}		
検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉の出力運転時ににおける発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査、その他工事の完了を確認するための検査	工事の完了を確認するのに、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等により、当該各系統の機能又は性能の最終的な確認を行う。	当該原子炉施設の供用を開始するにあたり、原子炉施設の安全性を確保するために必要な範囲について、設工認のとおりであり、技術基準に適合すること。

※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.3 基本設計方針検査	
基本設計方針のうち「構造、強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に係る検査」では確認できない事項について、表8に示す検査を実施する。	

表8 基本設計方針検査		
検査項目	検査方法	判定基準
基本設計方針検査	基本設計方針のうち表1、表5、表6、表7では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを、工事中又は工事完了時における適切な段階で確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。

	変更前	変更後						
<p>2.4 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」及び「2. 使用前事業者検査の方法」とおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカー等の記録の信頼性を確保するため、表9に示す検査を実施する。</p>	<p>表9 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目 品質マネジメントシステムに係る検査</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や開取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。</td> <td>工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や開取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。</td> <td>設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目 品質マネジメントシステムに係る検査	検査方法	判定基準	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や開取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や開取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。	<p>変更なし</p>
検査項目 品質マネジメントシステムに係る検査	検査方法	判定基準						
工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や開取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や開取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。						

3. 工事上の留意事項

3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の接合部における工事の実施にあたっては、発電用原子炉施設保安規定を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の安全上重要な機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。

- a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。
- b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜むする危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。
- c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。
- d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。
- e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。
- f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。
- g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用

変更前	変更後
<p>や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないよう¹⁾とともに、放出管理目標値を超えないよう努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削若しくは取外しを行い、据付、溶接若しくは取付けを行う方法、又はこれらと同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設設備部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器若しくは冷却器の伝熱管への閉止栓取付け又はこれらと同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じて検証等により十分確認された方法により実施する。</p>	<p>や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないよう¹⁾とともに、放出管理目標値を超えないよう努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削若しくは取外しを行い、据付、溶接若しくは取付けを行う方法、又はこれらと同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設設備部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器若しくは冷却器の伝熱管への閉止栓取付け又はこれらと同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じて検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項</p> <p>燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。</p> <p>e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。</p> <p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。</p>

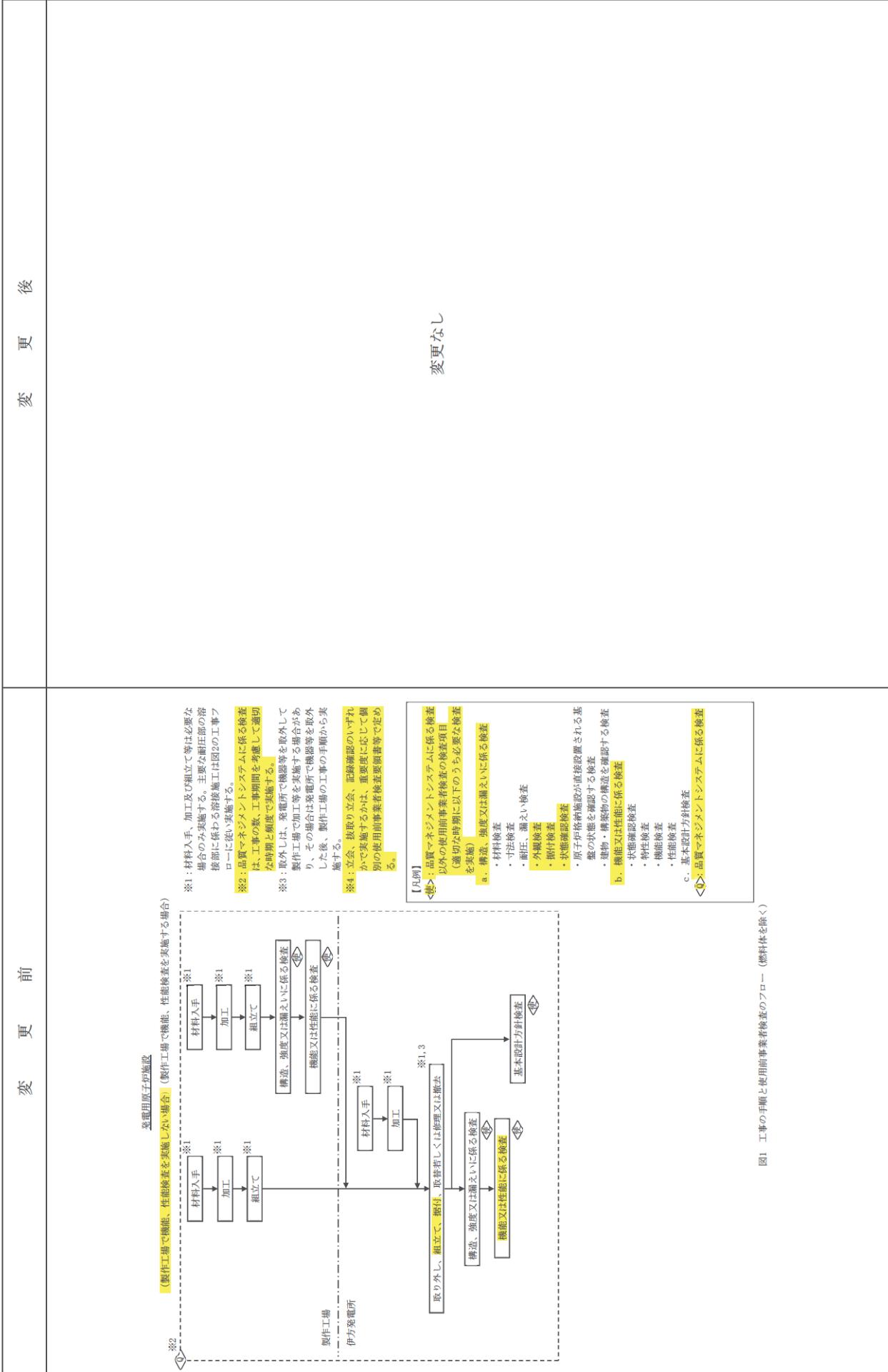
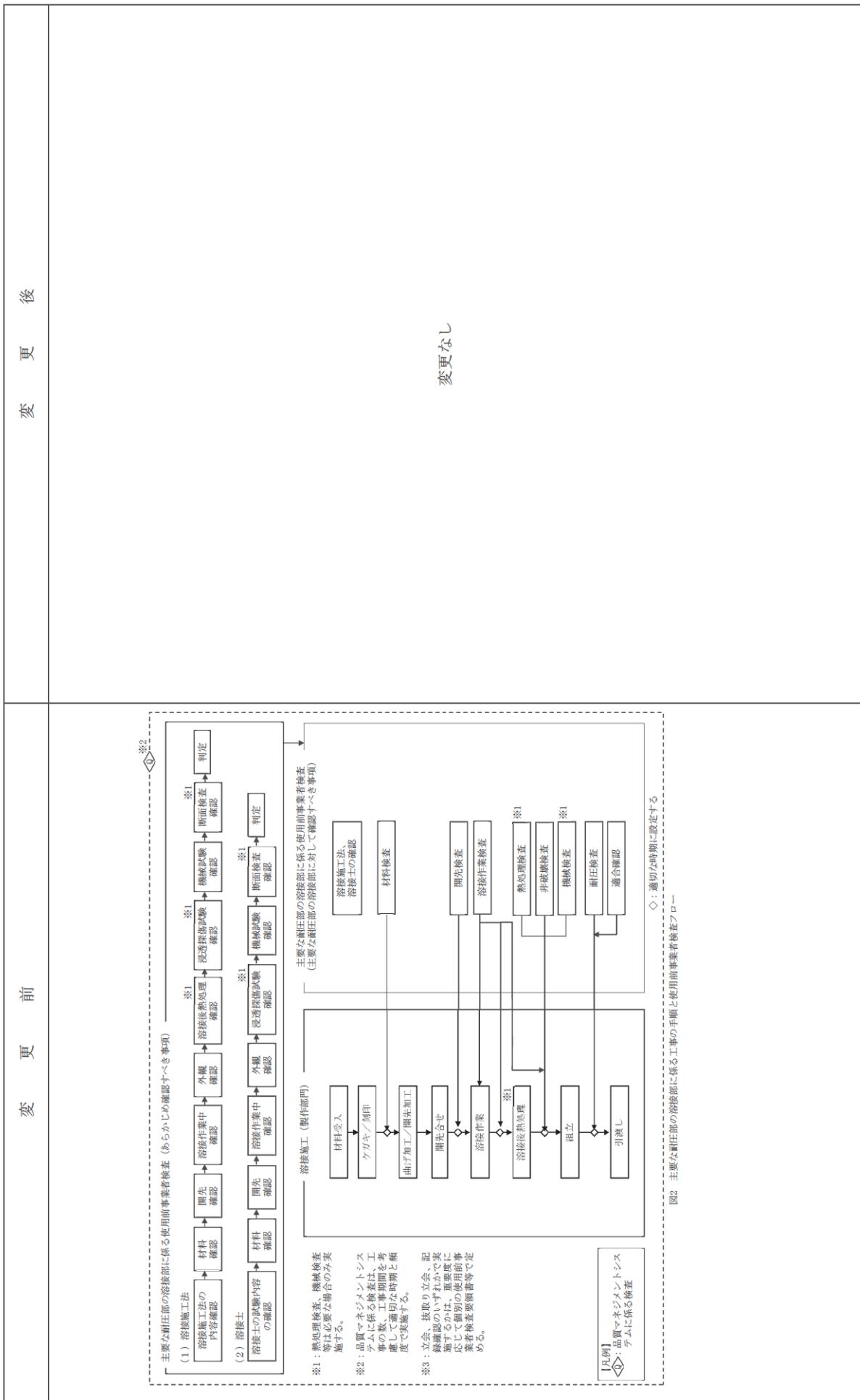


図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）



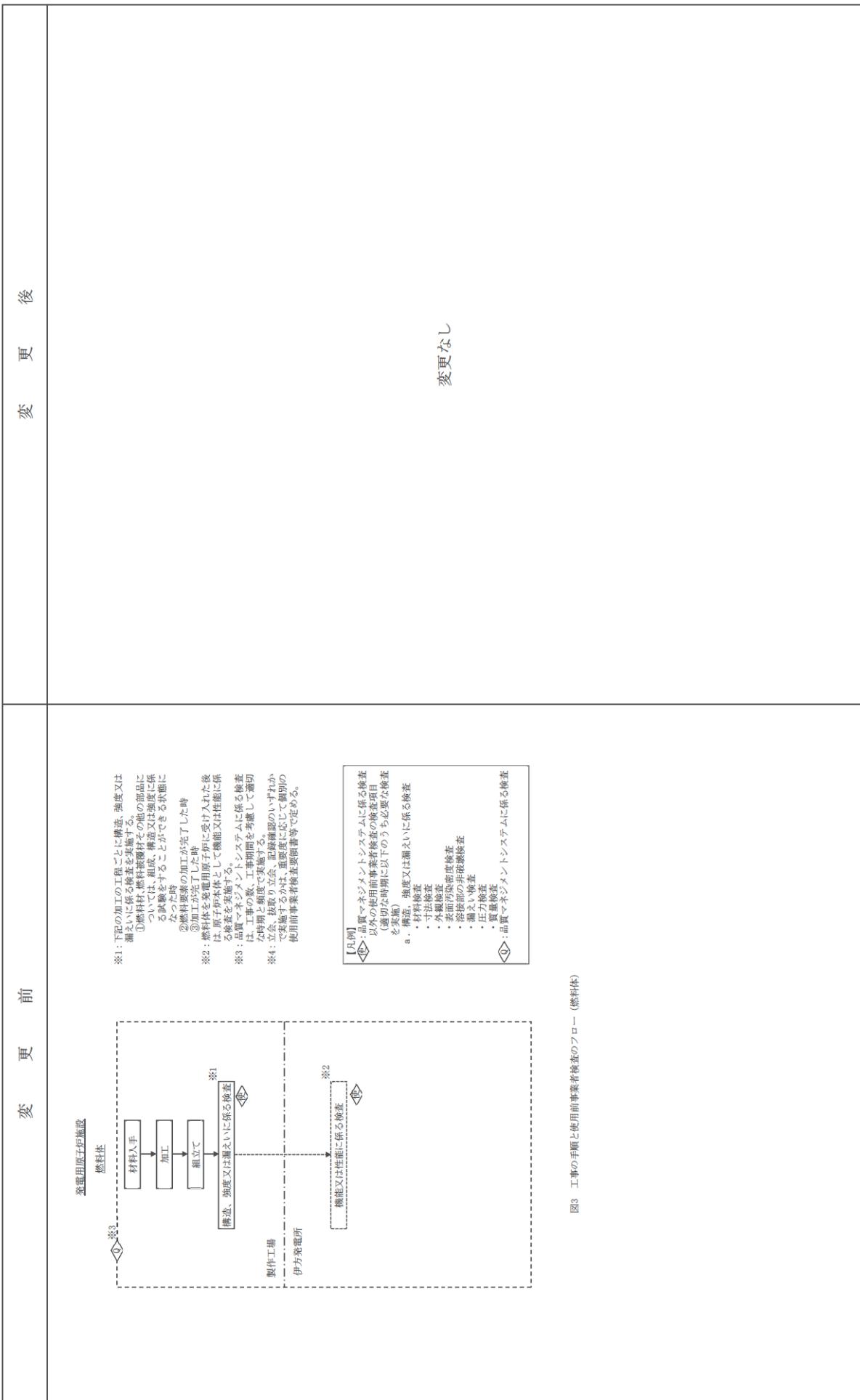


図3 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料本体）

補足説明資料 5

火災感知器の性能に係るもの

補足説明資料 5－1

アナログ式の煙感知器、
アナログ式の熱感知器、
非アナログ式の炎感知器、
非アナログ式の煙感知器
及び非アナログ式の熱感知器について

5.1 アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、非アナログ式の炎感知器、非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器について

(1) 目的

本資料は、火災感知器のうち、基本的な組み合わせとなるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器に加え、非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器の作動原理及び仕様等を説明するため、補足資料として添付するものである。

5.1.1 アナログ式の煙感知器

(1) アナログ式の煙感知器の概要

アナログ式の煙感知器の外観を図5-1-1に、概要を図5-1-2に示す。

アナログ式の煙感知器は、発光素子（発光ダイオード）、受光素子（フォトダイオード）、プリント基板から構成されている。感知器内部の検煙部には、発光素子部と受光部が配置されており、検煙部に流入した煙の粒子に発光部から発せられた光が反射し、受光部に届く散乱光（反射光）の受光量から煙濃度を判定する。判定した煙濃度を電気信号に変換し受信盤に送信し、設定値以上の煙濃度になれば火災警報が発信される仕組みであり、検出プロセスにおいて火花は発生せず、発火性または引火性の雰囲気を形成する恐れのある場所での使用において発火源とならない。

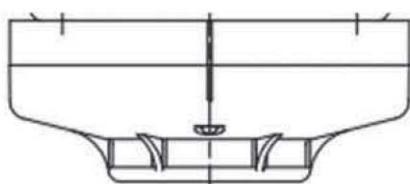


図5-1-1

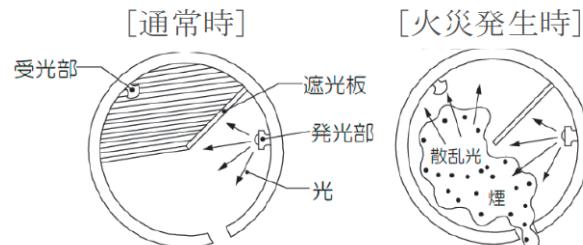


図5-1-2

(2) 消防の検定について

アナログ式の煙感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の5（光電アナログ式スポット型感知器の公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度）に定められる感知性能を有している。

5.1.2 アナログ式の熱感知器

(1) アナログ式の熱感知器の概要

アナログ式の熱感知器の外観を図5-1-3に示す。

アナログ式の熱感知器は、サーミスタ、プリント基板から構成されている。感知器内部の検出部には、感熱素子であるサーミスタが配置されている。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子であり、火災により感知器の周囲温度が上昇するとサーミスタの抵抗値が減少することから、抵抗値から周囲

温度を判定する。判定した温度を電気信号に変換し受信盤に送信し、設定値以上の温度になれば火災警報が発信される仕組みである。

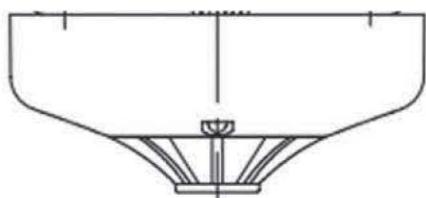


図5-1-3

(2) 消防の検定について

アナログ式の熱感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第15条の3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度）に定められる感知性能を有している。

5.1.3 非アナログ式の炎感知器

(1) 非アナログ式の炎感知器の概要

屋内に使用する非アナログ式の炎感知器の外観を図5-1-4に、概要を図5-1-5に示す。非アナログ式の炎感知器は、物質の燃焼時に発生する「特有な赤外線放射エネルギー（CO₂共鳴放射）を監視し、CO₂共鳴放射帯のピークを検出した場合」と、その「炎のちらつき」を捉えることで感知する。



図5-1-4

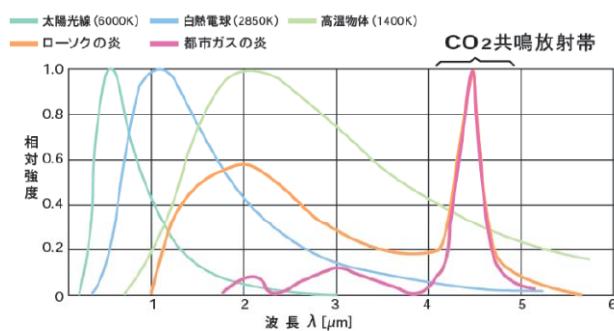


図5-1-5

(2) 消防の検定について

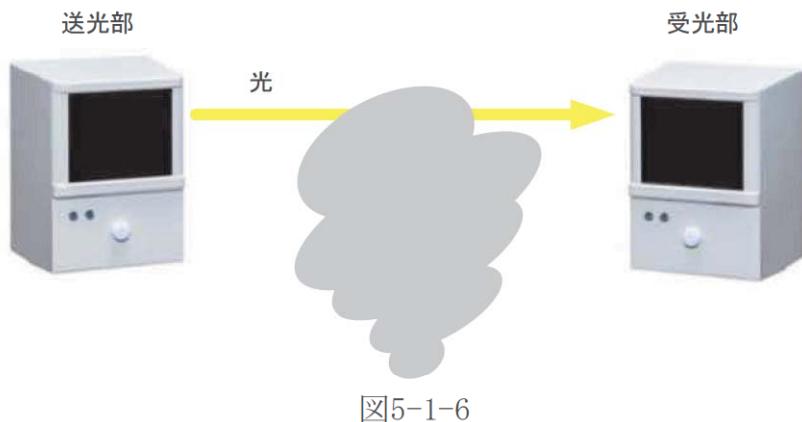
非アナログ式の炎感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角）に定められる感知性能を有している。

5.1.4 アナログ式の光電分離型煙感知器

(1) アナログ式の光電分離型煙感知器の概要

アナログ式の光電分離型煙感知器の外観を図5-1-6に示す。

アナログ式の光電分離型煙感知器は、光を発する送光部とそれを受けける受光部を5m～100mの距離に対向設置し、この光路上を煙が遮ったときの受光量の変化で火災を検出する。そのため、大空間での広く拡散した煙を検知することができる。消防法施行規則第23条に基づき、感知器の光軸の高さが80パーセント以上となるように設置する。



(2) 消防の検定について

アナログ式の光電分離型煙感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の2（光電式分離型感知器の公称蓄積時間の区分、公称監視距離の区分及び感度））に定められる感知性能を有している。

5.1.5 非アナログ式の煙感知器

(1) 非アナログ式の煙感知器の概要

非アナログ式の煙感知器は、発光素子（発光ダイオード）、受光素子（フォトダイオード）、プリント基板から構成されている。感知器内部の検煙部には、発光部と受光部が配置されており、検煙部に流入した煙の粒子に発光部から発せられた光が反射し、受光部に届く散乱光（反射光）の受光量から煙濃度を判定する。設定値以上の煙濃度になれば火災警報が発信される仕組みであり、検出プロセスにおいて火花は発生せず、発火性または引火性の雰囲気を形成する恐れのある場所での使用において発火源とならない。外観を図5-1-7に示す。



図5-1-7

(2) 消防の検定について

非アナログ式の煙感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び感度）に定められる感知性能を有している。

5.1.6 非アナログ式の熱感知器

(1) 非アナログ式の熱感知器の概要

非アナログ式の熱感知器の外観を図5-1-8に示す。

非アナログ式の熱感知器は、感熱素子を用いて熱を検出し、周囲の温度上昇率が一定以上になった時に火災受信機盤へ火災信号を発する。



図5-1-8

(2) 消防の検定について

非アナログ式の熱感知器は、消防検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度）に定められる感知性能を有している。

5.1.7 非アナログ式の防爆型の煙感知器

(1) 非アナログ式の防爆型の煙感知器の概要

非アナログ式の防爆型の煙感知器の外観を図5-1-9に示す。非アナログ式の防爆型の煙感知器は、発光部（発光ダイオード）、受光部（フォトダイオード）、プリント基板から構成されている。感知器内部の検煙部には、発光部と受光部が配置されており、検煙部に流入した煙の粒子に発光部から発せられた光が反射し、受光部に届く散乱光（反射光）の受光量から煙濃度を判定する。判定した煙濃度を電気信号に変換し受信盤に送信し、設定値以上の煙濃度になれば火災警報が発信される仕組みであり、検出プロセスにおいて火花は発生せず、発火性または引火性の雰囲気を形成する恐れのある場所での使用において発火源とならない。

非アナログ式の防爆型の煙感知器は、外部の可燃性ガス等に点火しないよう、発光部と受光部のレンズを境界とし、防爆容器内部と外部を分離する構造となっていることから、防爆性能（耐圧防爆構造※）を有する。

※：耐圧防爆構造（「電気機器器具防爆構造規格」労働省告示第16条）全閉構造であって、可燃性ガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。



図5-1-9

(2) 消防の検定について

非アナログ式の防爆型の煙感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び感度）に定められる感知性能を有している。

5.1.8 非アナログ式の防爆型の熱感知器

(1) 非アナログ式の防爆型の熱感知器の概要

非アナログ式の防爆型の熱感知器の外観を図5-1-10に示す。非アナログ式の

防爆型の熱感知器は、サーミスタを用いて熱を検出し、周囲温度が一定以上になった時に火災受信機盤へ火災信号を発する。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子で、一定周期で電流を流してサーミスタの両端にかかる電圧を測定し、温度検出回路にて変換した電圧値を内部制御回路に送り、制御回路にて一定時間内での温度上昇を測定し、温度上昇率が設定値を超えた場合に火災と判断し、火災受信機盤に火災信号を発する。

非アナログ式の防爆型の熱感知器は、仮に内部の電気回路に可燃性ガスなどが侵入し、爆発が生じても、外部の可燃性ガス等に点火しないよう、全閉の構造となっていることから、防爆性能（耐圧防爆構造※）を有する。

※：耐圧防爆構造（「電気機器器具防爆構造規格」労働省告示第16条）全閉構造であって、可燃性ガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。



図5-1-10

(2) 消防の検定について

非アナログ式の防爆型の熱感知器は、消防検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度）に定められる感知性能を有している。

補足説明資料 5－2

非アナログ式の屋外仕様の
炎検出装置について

5.2 非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置について

(1) 目的

本資料は、炎を検知できる装置である、非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置の作動原理及び仕様等を説明するため、補足資料として添付するものである。

5.2.1 非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置

(1) 非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置の概要

非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置の外観を図5-2-1に、概要を図5-2-2に示す。非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置は、物質の燃焼時に発生する「特有な赤外線放射エネルギー（CO₂ 共鳴放射）の3つの波長帯を監視し、CO₂ 共鳴放射帶のピークを検出した場合」と、その「炎のちらつき」を捉えることで感知する。



図5-2-1

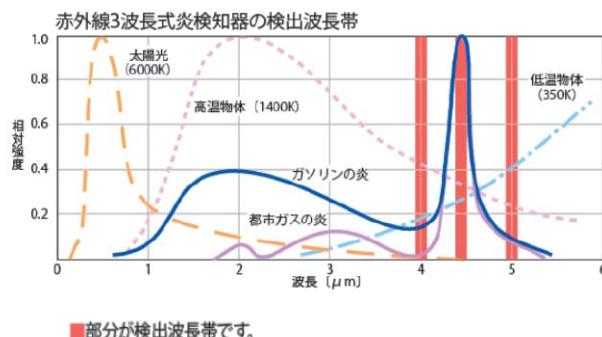


図5-2-2

(2) 消防の検定について

非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置は、消防法で定められた検定品ではないが、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角）に定められる感知性能を有している。

補足説明資料 5－3

熱を感知できる光ファイバ温度監視装置について

5.3 熱を感知できる光ファイバ温度監視装置について

(1) 目的

本資料は、熱を感知できる装置である、光ファイバ温度監視装置の作動原理及び仕様等を説明するため、補足資料として添付するものである。

5.3.1 光ファイバ温度監視装置

(1) 光ファイバ温度監視装置の概要

光ファイバ温度監視装置は、中央制御室及び1次系計装盤室においてアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を消防法施行規則第23条第4項に従い設置しエリア全体を監視することに加え、フロアケーブルダクトに布設するケーブルの火災についても考慮し、ケーブル周囲の温度上昇を感じるために設置する。

また、海水管トレーン（屋外）においても、火災感知器によってエリア全体を監視することに加え、電線管内部に布設する海水ポンプ用ケーブルの火災についても考慮し、電線管周囲の温度上昇を感じるために設置する。

光ファイバ温度監視装置の概要及び仕様を添付資料5-3-1に示す。

光ファイバ温度監視装置の光ファイバセンサにパルス光を入射すると、その光は光ファイバセンサ中で散乱を生じながら進行する。その散乱光の一つであるラマン散乱光には温度依存性があり、これを検知することにより温度を監視する。

光ファイバセンサにパルス光を入射してから、発生した後方ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した位置（火災源）を検知することが可能である。

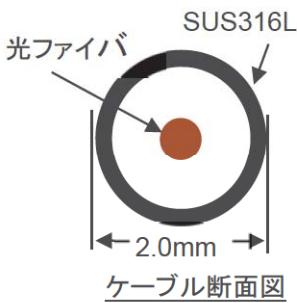
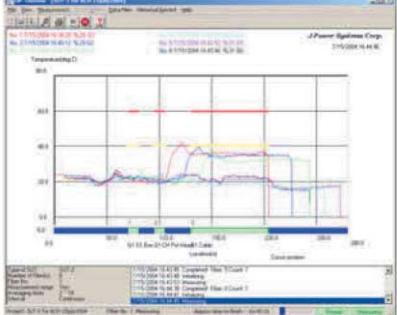
アナログ式である光ファイバ温度監視装置は一般的な火災感知器と比べ、湿気の影響を受けないことから、高湿度環境に設置する火災感知器は、湿気の影響を受けにくい、アナログ式の光ファイバ温度監視装置を設置する。

(2) 消防の検定について

光ファイバ温度監視装置は、消防法認定品ではないが、消防法（火災報知設備の感知器および発信器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第15条3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度）に定められる感知性能を有していることを確認している。光ファイバ温度監視装置の性能評価について添付資料5-3-2に示す。

光ファイバ温度監視装置について

1. 仕様

	仕様	概要図
光ファイバケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 外被材料： SUS316L 外径： 2.0mm 光ファイバ芯線数： 1芯 光ファイバ材質： 石英 適用温度範囲 -20～150°C 	 <p style="text-align: center;"><u>ケーブル断面図</u></p>
光ファイバ温度監視装置	<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバ敷設位置 2 m毎の分解能 温度表示範囲 -200.0°C～320.0°C 非常用電源から給電し、無停電電源装置も設置 	 <p style="text-align: center;">光ファイバ温度監視装置</p>
監視	<ul style="list-style-type: none"> ケーブル布設エリア毎に、0.1°C刻みで温度を表示 温度測定値が、上方しきい値設定(65.0°C)を超えた場合警報を発報 	
光ファイバケーブル設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 監視対象物近傍の上部等に光ファイバケーブルを布設し、火災の早期感知を図っている。 	 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 光ファイバ ケーブル </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ケーブルトレイ </div> </div>

2. 温度測定及び位置特定の原理

(1) 温度測定の原理

入射光は、光ファイバケーブル内の分子によって散乱され、一部の散乱光は波長（周波数）がシフトする。このうちラマン散乱光と呼ばれる散乱光は温度依存性を有している。

したがって、ラマン散乱光の強度を測定することにより、光ファイバケーブルの温度を測定することができる。（図 1）

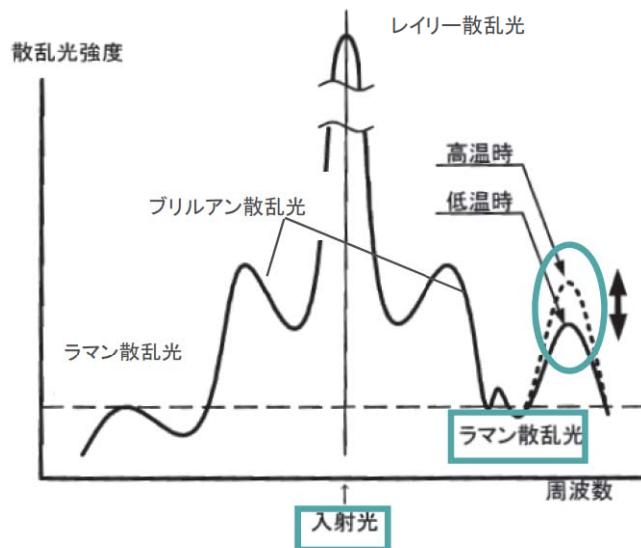


図 1 温度測定の原理

(2) 位置特定の原理

光ファイバケーブル内にパルス光を入射してから、ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した地点を特定することができる。（図 2）

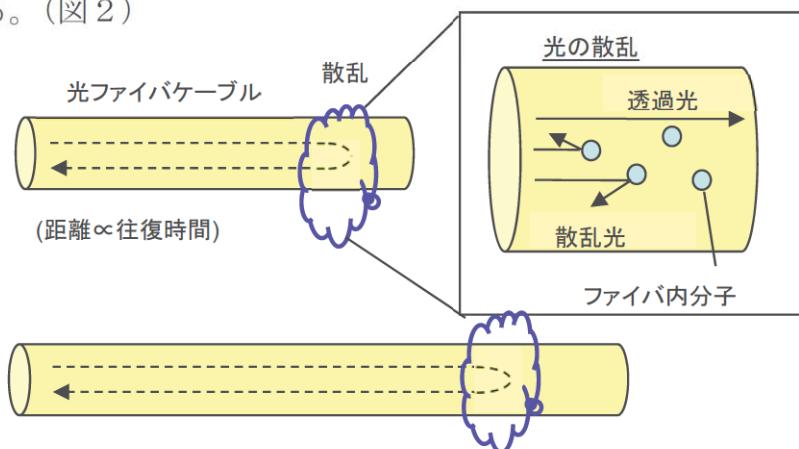


図 2 位置特定の原理（1）

入射光（パルス光）の往復時間（入射～受光）を測定することにより、入射点からの距離を特定できる。（図 3）

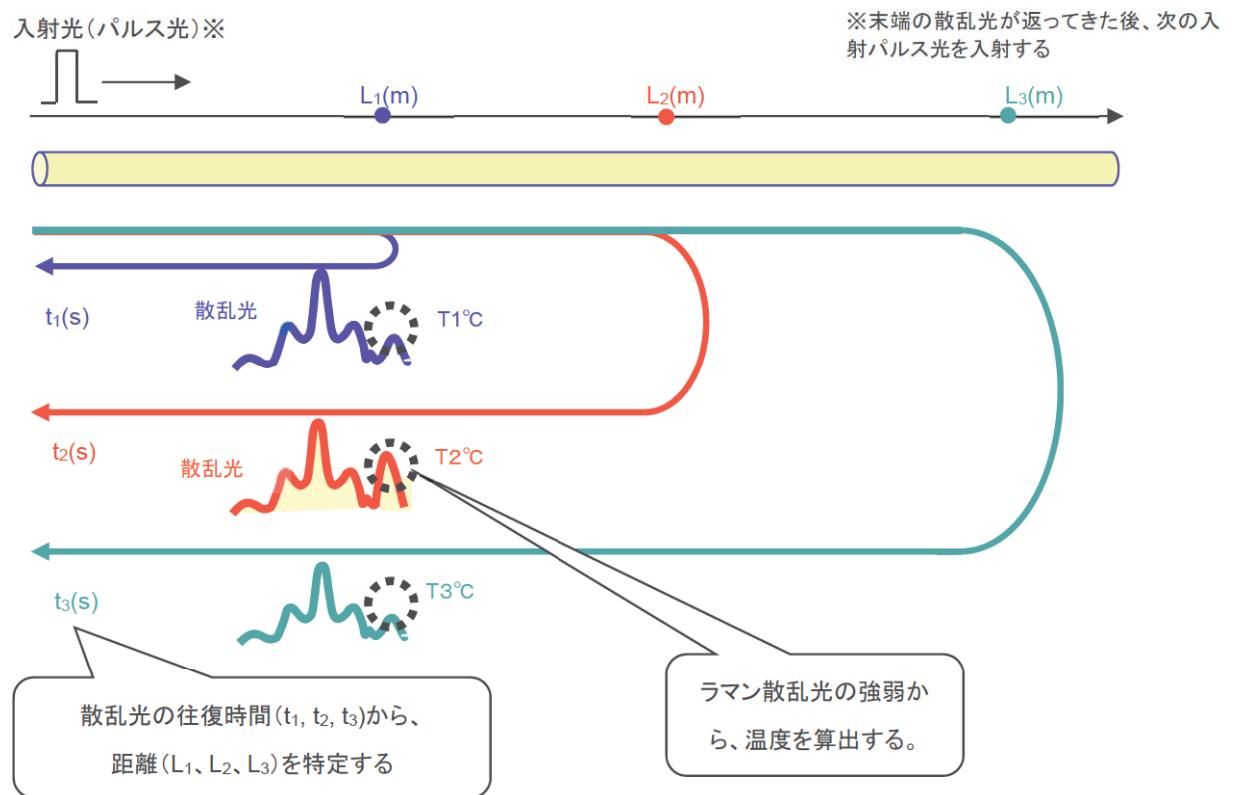


図3 位置特定の原理（2）

4. 光ファイバ温度監視装置における火災発生箇所の表示

光ファイバ温度監視装置は光ファイバケーブルを用いて温度を計測・監視しており、予め設定したしきい値を超えた場合は、警報発信するとともに、その位置を画面に表示する。

図2に光ファイバ温度監視装置の表示画面を示す。光ファイバ温度監視画面では、設定したしきい値を超えた温度測定箇所が表示され、火災の発生場所を特定することが可能である。また、光ファイバケーブルで測定される温度分布を表示画面で確認できる。



図2 光ファイバ温度監視装置表示画面

5. 光ファイバ温度監視装置の設置実績

今回導入するメーカーの光ファイバ温度監視装置は1989年以降継続して使用実績があることに加えて、「防災・火災監視用」としても1996年以降継続して使用されている。

用途	設置事例	設置時期
防災・火災監視	・電力ケーブル洞道火災感知 ・トンネル内火災感知 ・屋内プール施設火災感知 ・海底共同溝火災感知 ・炭鉱内火災感知 等	1996年～
電力	電力ケーブル温度監視 等	1989年～
プラント・設備監視	倉庫温度管理 等	1990年～
石油・ガス	石油井温度監視 等	2001年～

光ファイバ温度監視装置の性能評価 (感知器同等性確認試験)

1. 概要

光ファイバ温度監視装置が感知器と同等の性能を有することの確認として、火災感知性能に係る評価試験を実施した。(図1)

(a) 実施項目

「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」(以下「省令」という。)における試験に準じて、以下の試験を実施した。

- ・ 差動分布型感知器の感度試験
- ・ 定温式熱感知器の感度試験
- ・ 热アナログ式スポット型感知器の感度試験

(b) 実施条件

省令7条に基づき、以下の条件で実施した。

温度： 5°C～35°C、相対湿度： 45%～85%

(c) 評価対象箇所

全長2kmおよび7kmの光ファイバの、前端部/中間部/遠端部 各約25m長さ（計3箇所）において、確認・評価を行う。

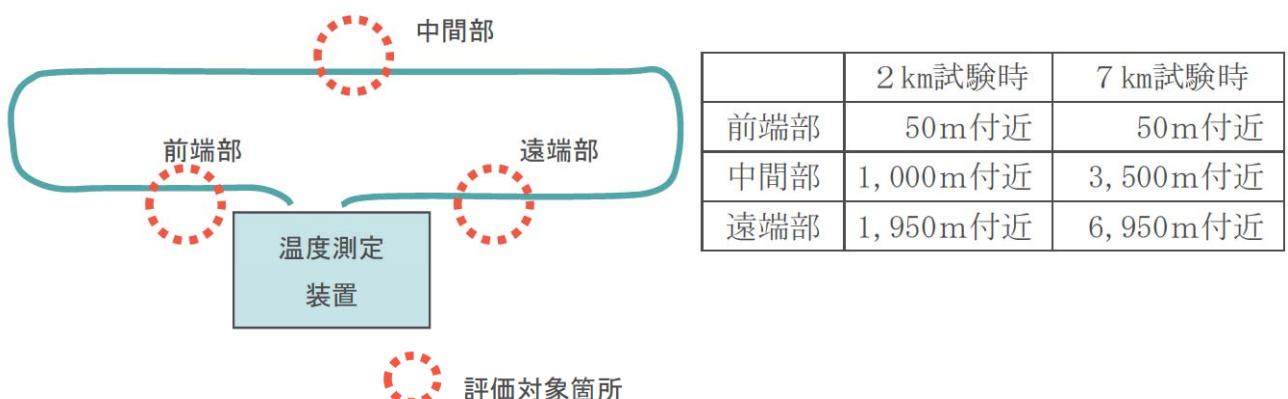


図1 評価試験

2. 差動分布型熱感知器の感度試験

(a) 省令要求 (省令13条)

作動試験検出部から最も離れた空気管の部分20mが7.5°C/minの割合で直線的に上昇したとき、1分以内で火災信号を発信すること。

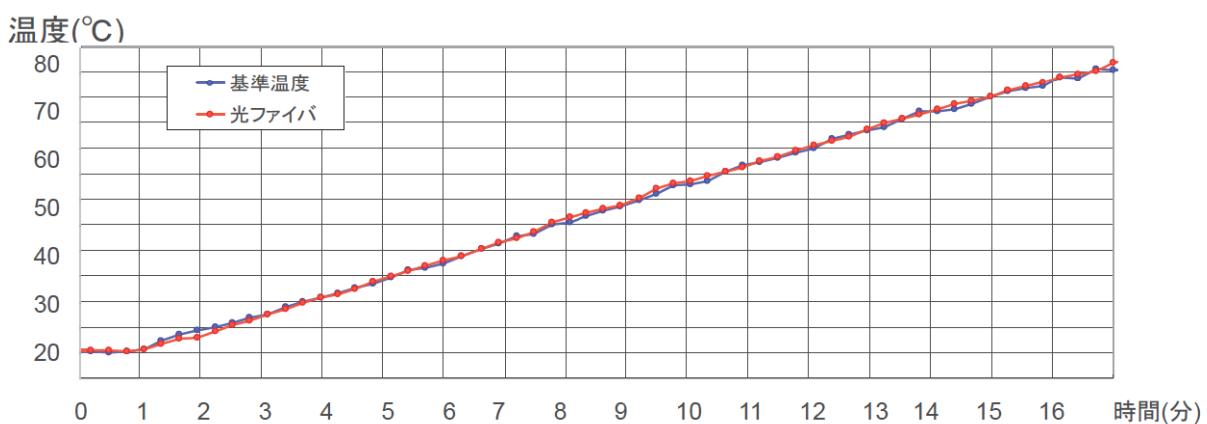
(b) 試験方法

試験ファイバケーブル(評価箇所)を恒温槽に入れ、80°Cまで3.5°C/minの上昇率で温度上昇させる。光ファイバケーブルにて測定される温度が、基準温度と比較

して、1分を超える遅れがなく温度表示されることを確認する。

(c) 試験結果

各測定箇所(2kmおよび7kmの光ファイバの前端部/中間部/遠端部(計6箇所))において試験を実施した結果、測定温度は基準温度と比較して1分を超える遅れがなく計測された。



3. 定温式熱感知器の感度試験

(a) 省令要求 (省令14条)

定温式感知器の感度は、その有する種別及び公称作動温度に応じ、次に定める試験に合格するものでなければならない。

- ・作動試験公称作動温度の125%の温度の風速1m/sの垂直気流に投入したとき、120秒(1種)以内で火災信号を発信すること。

(b) 試験方法

試験ファイバケーブル(評価箇所)を室温状態から75°C(※)雰囲気の恒温槽に投入し、その温度変化を測定する。光ファイバケーブルでの測定温度が、60秒以内に65°C以上の温度を検出すること。

※警報設定温度65°Cに対し、125%未満の温度として設定。

(c) 試験結果

各測定箇所(2kmおよび7kmの光ファイバケーブルの前端部/中間部/遠端部(計6箇所))において試験を実施した結果、60秒以内に65°C以上の温度が計測された。

ケーブル長	65°C到達時間(秒)	備考
2 km	36	前端部/中間部/遠端部とともに、到達までの時間は同じ
7 km	35	

4. 熱アナログ式スポット型感知器の感度試験

(a) 省令要求（省令15条3）

公称感知温度範囲の下限値から上限値に達するまでその温度が $2^{\circ}\text{C}/\text{min}$ 以下の一定の割合で直線的に上昇する水平気流を加えたとき、そのときの気流の温度に対応した火災情報信号を発信するものでなければならない。

- ・公称感知温度範囲： 上限： $60^{\circ}\text{C} \sim 165^{\circ}\text{C}$
下限： $10^{\circ}\text{C} \sim (\text{上限値}-10)^{\circ}\text{C}$

(b) 試験方法

試験ファイバを恒温槽（ 10°C ）に入れ、恒温槽を 10°C から $2^{\circ}\text{C}/\text{min}$ の一定の上昇率で 80°C まで上昇させ、その温度変化を確認する。光ファイバケーブルでの測定温度が、基準温度と比較して 3°C 以内にて追随していることを確認する。

(c) 試験結果

すべての試験で、基準温度との温度差が 3°C 以内であった。

ケーブル長	評価箇所	平均温度差／最大温度差
2 km	前端部	0.53°C / 1.68°C
	中間部	0.57°C / 1.86°C
	遠端部	0.63°C / 1.73°C
7 km	前端部	0.75°C / 2.03°C
	中間部	0.49°C / 1.35°C
	遠端部	0.44°C / 1.39°C

以 上

補足説明資料 5－4

感知器と同等の機能を有する機器の
環境性能について

5.4 感知器と同等の機能を有する機器の環境性能について

(1) 目的

本資料は、屋外で使用する感知器と同等性能を有する機器の環境性能について、環境条件を満足していることを説明するため、補足資料として添付するものである。

(2) 感知器と同等の機能を有する機器の種類

屋外で使用する感知器と同等の機能を有する機器は、非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置及び光ファイバ温度監視装置である。

設置の種類	設置エリア
非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置	<ul style="list-style-type: none">・海水ポンプエリア・補助給水タンクエリア・重油タンクエリア・空冷式非常用発電装置エリア・海水管トレンチ・燃料油貯油槽エリア・非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽エリア・軽油タンクエリア
光ファイバ温度監視装置	<ul style="list-style-type: none">・海水管トレンチ室・中央制御室、1次系計装盤室フロアケーブルダクト

(3) 環境性能

a. 非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置

- ・使用温度範囲 : $-20^{\circ}\text{C} \sim 60^{\circ}\text{C}$
- ・防塵防水性能 : JIS規格 IP65 (耐塵、耐噴流)

b. 光ファイバ温度監視装置

- ・使用温度範囲 : $-20^{\circ}\text{C} \sim 150^{\circ}\text{C}$
- ・防塵防水性能 : 光ファイバケーブルをステンレス保護管により保護しており、十分な防水防塵性能を有している。

補足説明資料 5－5

火災感知器の選定、設置方法の
考え方について

5.5 火災感知器の選定、設置方法の考え方について

本資料は、平成 31 年 2 月 13 日「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)が改正され、火災防護審査基準の改正箇所である以下の下線部の記載を適合させるため、各火災区域・区画の特性に応じた火災感知器の選定及び設置方法の考え方について説明する。

ただし、発火源及び可燃物がなく火災が発生しない使用済燃料ピット、使用済樹脂貯蔵タンク室、新燃料貯蔵庫、脱塩塔室他エリア（脱塩塔室）、使用済樹脂タンク室エリア（使用済樹脂タンク室）及び使用済燃料乾式貯蔵建屋-1（排気エリア）には、火災感知器を設置しない方針とする。

なお、本資料は、別途申請している「伊方発電所 3 号機使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事 設計及び工事計画 変更認可申請」における火災感知器の選定及び設置方法の考え方についても含めた記載とする。

火災防護審査基準 2.2.1 (抜粋)

(1) 火災感知設備

- ① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。
- ② 感知器については消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 2 条第 4 項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 12 条から第 18 条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。

(1) 火災防護審査基準 2.2.1(1)①の要求事項に対する設計方針

火災感知設備は、火災防護審査基準 2.2.1(1)①において「放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等をそれぞれ設置すること」が要求される。

このことから、火災区域及び火災区画における環境条件や予想される火災の性質を考慮した火災感知方式として、煙感知、熱感知及び炎感知（以下、総称

を「火災感知器」という。) から選定することとし、消防法施行令 37 条で定められた検定品である感知器及び感知器と同等の機能を有する機器(以下「検出装置」という。) から選定することとする。

火災感知器の選定について、具体的には、火災感知器には固有の信号を発するアナログ式の煙感知器(光電分離型を含む)、アナログ式の熱感知器に加え、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から、異なる種類の感知器を組み合わせて選定することを基本とする。

上記に加え、長距離にわたってケーブルが敷設される場所は、長距離の火災感知に適した感知器と同等機能を有する光ファイバ温度監視装置を選定できるものとする。

ただし、環境条件として上記では適用できない場所があるため、故障が想定される放射線量の高い環境条件下では、放射線による故障リスクの小さい非アナログ式の煙感知器、空気吸引式の煙検出装置及び非アナログ式の熱感知器(差動分布型を含む)から組み合わせて選定する。発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれがある場所並びに水素が発生する可能性がある場所は火災の発生防止の観点より非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器から組み合わせて選定する。結露が発生する場所は火災感知器の故障防止の観点よりアナログ式の防水型の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器(防滴カバー着装)から組み合わせて選定する。

また、風雨の影響による火災感知器の誤作動や故障が想定される屋外環境については、非アナログ式の防爆仕様の熱感知器及び非アナログ式の屋外でも使用可能な炎検出装置(以下「非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置」という。)を組み合わせて選定する。

火災防護審査基準 2.2.1(1)①において「その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること」が要求される。

のことから、火災感知器は、誤作動を防止するため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む。)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む。)、外光の影響、結露の発生状況、空気流の状況、放射線量)を考慮し、以下のとおり設計する。

煙感知方式のアナログ式の煙感知器(光電分離型を含む)、非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の煙感知器並びに空気吸引式の煙検出装置は、誤作動防止の観点から塵埃及び水蒸気の多量に滞留する場所、結露の発

生する場所では選定しない。また、9mGy/h を超えるおそれがある高放射線環境では放射線量の低い場所に設置可能な非アナログ式の煙感知器を選定し、発火性／引火性雰囲気の発生が懸念される場所では防爆型を選定する。ただし、使用済燃料乾式貯蔵建屋のうち火災区画「使用済燃料乾式貯蔵建屋-1」は、使用済燃料乾式貯蔵容器（以下「乾式キャスク」という。）を保管するエリアであるが、外気からの自然対流により乾式キャスクを冷却するエリアであり、外気の温湿度条件によっては結露発生の可能性も考えられるため、当該エリアが可燃物保管禁止運用とすること、建屋運用開始後に当該エリアで結露による火災感知器の誤作動等が確認されれば、火災感知器の隔離対応を行うことを火災防護計画に定める。また、雑固体処理建屋の分別エリアは、不燃性廃棄物の解体・処理作業を行うエリアであることから塵埃発生の可能性が考えられる。このため、塵埃発生による火災感知器の故障・誤作動が懸念される作業時には必要に応じて火災感知器の隔離対応を行うことを火災防護計画に定める。

熱感知方式のアナログ式の熱感知器、非アナログ式の熱感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び光ファイバ温度監視装置は、誤作動防止の観点から作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。また、9mGy/h を超えるおそれがある高放射線環境では非アナログ式の熱感知器を選定し、発火性／引火性雰囲気の発生が懸念される場所では防爆型を選定し、結露環境においては防水型の熱感知器を選定し、屋外エリアにおいては非アナログ式の屋外仕様の熱感知器を選定する。

炎感知器は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。また、9mGy/h を超えるおそれがある高放射線環境で故障発生が懸念されるため、選定せず、結露環境においては防滴カバーを着装し、屋外エリアにおいては非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置を選定する。

感知器又は検出装置の組合せについては、設置場所毎に予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、結露の発生状況、空気流の状況、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した火災感知器の中から固有の信号を発する異なる感知方式の火災感知器を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。ただし、検定品ではないが、狭所かつ長距離にケーブルを敷設する場所においては、検定品と同等の感知性能を有し、施工面で優位な光ファイバ温度監視装置を優先して選択できるものとする。

(2) 火災防護審査基準 2.2.1(1)②の要求事項に対する設計方針

火災防護審査基準 2.2.1(1)②の要求事項に対する対応方針として、5.5(1)で選択した火災感知器の設置にあたり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の火災感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、火災感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の i. から vii. に掲げる方法についても適用する設計とする。各設置方法の詳細については補足説明資料 5.6 に示す。

- i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に火災感知器があるときに、一定の範囲を限度として、火災感知器の設置を行わない方法
- ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、火災感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に火災感知器を設置する方法
- iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、火災感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に火災感知器を設置する方法
- iv. パイプダクト等のたて穴には、最頂部に煙感知器を設置する方法
- v. 換気口等の空気吹出し口や狭小部の壁又は梁から適切に距離を確保すると配置に偏りが生じ感知性能に支障をきたすおそれがある場合は、消防法施行規則に定められる距離を下回る位置に火災感知器を設置する方法
- vi. シャワー室には火災感知器を設置しない方法
- vii. 天井面の段差が特定の形状をしている場合、段差天井部を同一の感知区域とみなす方法

ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、取付面の有無、外気の影響及び放射線量）を考慮した場合、以下の i. から ii. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、火災感知器を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。

また、火災感知器の設置及び保守時における使用済燃料ピットへの異物混入防止管理を考慮し、以下の iii. に該当する場所は、火災感知器を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切でない。

イ. 取付面の高さが消防法施行規則第 23 条第 4 項で規定される高さ以上の場所

煙感知方式の火災感知器においては、取付面の高さ 20m 以上の場所は消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号イにおいて煙感知器を設置することができない場所として規定されていることから、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。また、熱感知方式の火災感知器においては、取付面の高さが 8m 以上の場所は、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 2 号で規定されるとおり床面を網羅するように熱感知器を設置できない場所として規定されていること、並びに、取付面の高さが 20m 以上の場所は消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号イにおいて熱感知器を設置することができない場所として規定されていることから、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。

ロ. 外気が流通する場所で火災の発生を有効に感知することができない場所

煙感知方式及び熱感知方式の火災感知器においては、外気が流通する場所として、建築物の高さ、はり及び収容物等を考慮し外気に面する部分から 5m 未満^{※1} を目安として火災の発生を有効に感知することができない場所で、当該場所における火災の発生を有効に感知することができない場所は、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号のロにより設置することができないことから、火災感知器を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。なお、感知器取付面となる天井部の有無により、屋外と区別する。

※1 消防実務六法 質疑応答集「消防用設備等の設置に関する疑義（昭 54. 11. 27 消防予第 228 号 消防庁予防救急課長から茨城県総務部長あて回答）」による

ハ. 火災感知器を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所

火災感知器を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所は、熱感知器においては消防法施行規則第 23 条第 4 項第 3 号ロ、煙感知器のいでは消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号ホを満足するよう設置することができないことから、火災感知器を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。

ニ. 放射線の影響により半導体部品を含む火災感知器が故障するおそれがある場所

放射線量が 9mGy/h 以上になるおそれがあり、放射線の影響により半導体部品を含む火災感知器の故障が懸念される場所は、煙感知器及び炎感

知器が設置できない又は設置場所が限定されることから、消防法施行規則第23条第4項を満足するように設置できないことから、火災感知器を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。

- ホ. 火災感知器の設置及び保守時に使用済燃料ピットへの異物混入防止管理が必要な使用済燃料ピットエリア

火災感知器の設置及び保守時に使用済燃料ピットへの異物混入防止管理が必要な使用済燃料ピットエリアは、火災感知器を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切でない場所である。

以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう火災感知器を設置する設計とする。ここで、設計基準は、火災感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することができない場合において、「火災区域又は火災区画において火災感知器を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」を適用する方針とする。

消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう火災感知器を設置する設計とする。

また、海水管トレーニング室（屋外）は消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、感知器は消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置は同項において求める火災区域内の火災感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、屋外の燃料油貯油槽等は火災感知器を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。

以下に示す図5-5-1の設計フローに沿って設置場所毎に火災感知器を選定し設置する。

火災感知器の選定から設置までの全体概要フロー（特重以外）

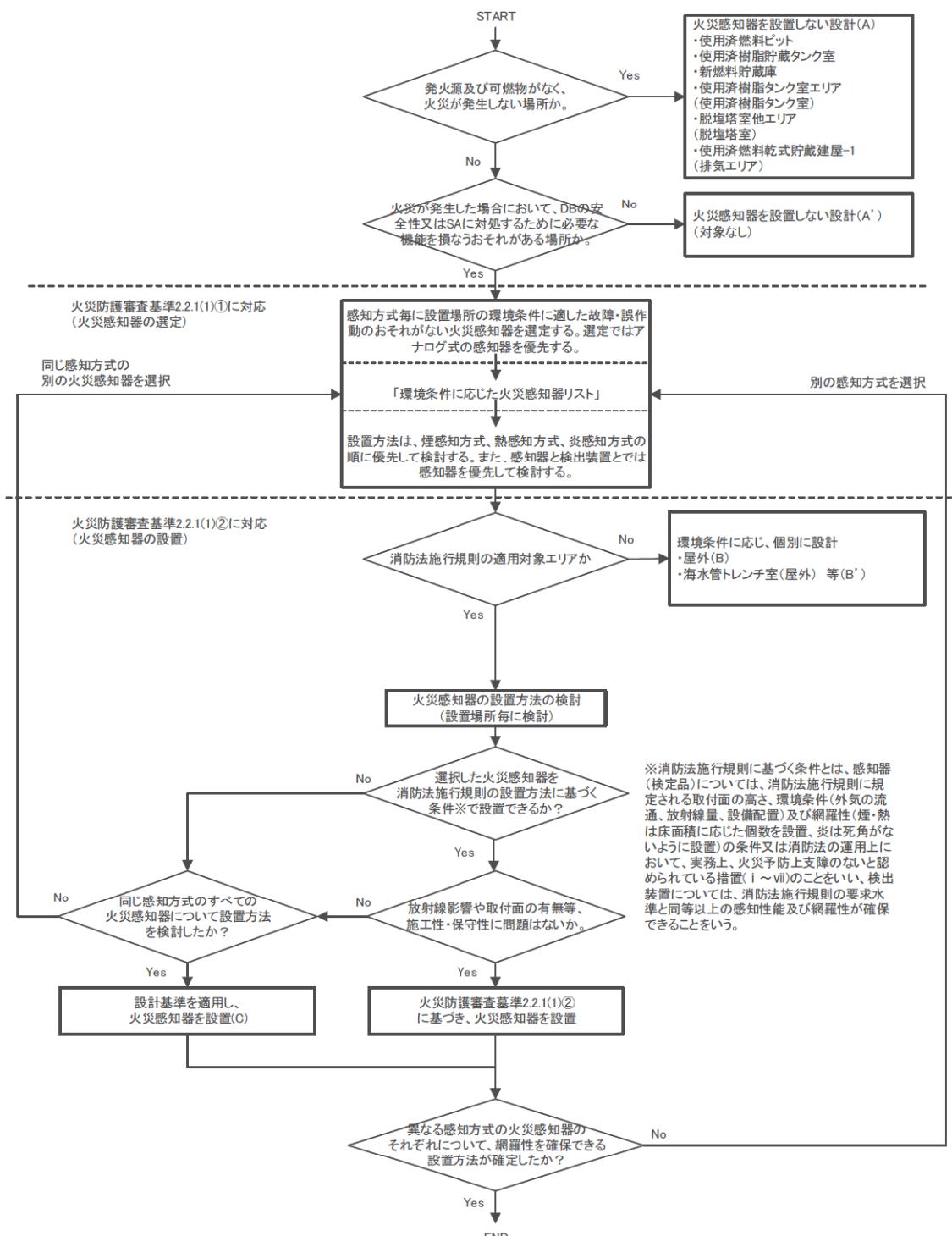
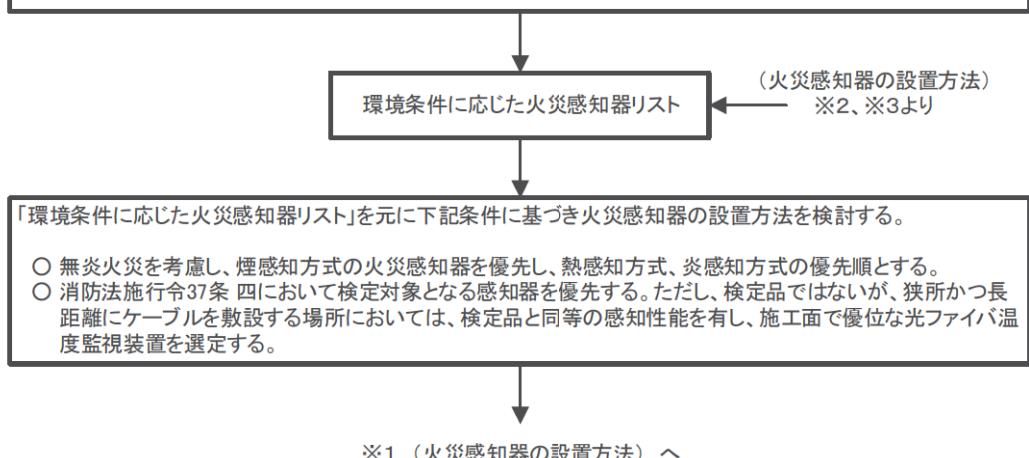


図 5-5-1 火災感知器の選定及び設置の設計フロー (1 / 3)

火災感知器の選定

- 火災区域・区画に設置する感知器及び検出装置(以下「火災感知器」という。)は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れかなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて選定する設計を基本とする。
 - 設置場所毎に予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)及び環境条件(放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、結露発生の有無、風雨の影響)を考慮し、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器を選定することが適さない場合には、故障・誤作動等を考慮し火災感知器を選定する。
 - 同一感知方式で複数の火災感知器を選定可能な場合にはアナログ式の火災感知器を優先して選定する。



環境条件に応じた火災感知器リスト

火災感知器の選定で考慮が必要な環境条件	選定する感知器			選定する検出装置		
	煙感知方式	熱感知方式	炎感知方式	煙感知方式	熱感知方式	炎感知方式
一般的な環境 (選定時に考慮不要)	アナログ式の煙感知器（光電分離型を含む）	アナログ式の熱感知器	非アナログ式の炎感知器	—	光ファイバ温度監視装置	—
放射線量が高く9mGy/hを超えるおそれがある場所	非アナログ式の煙感知器（線量の低い場所にのみ設置可）	非アナログ式の熱感知器(差動分布型を含む)	—	空気吸引式の煙検出装置	—	—
発火性／引火性雰囲気になるおそれがある場所	非アナログ式の防爆型の煙感知器	非アナログ式の防爆型の熱感知器	—	—	—	—
結露が発生する場所	—	アナログ式の防水型の熱感知器	非アナログ式の炎感知器（防滴カバー着装）	—	—	非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置
屋外	—	非アナログ式の屋外仕様の熱感知器	—	—	—	非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置

図 5-5-1 火災感知器の選定及び設置の設計フロー（2／3）

火災感知器の設置方法

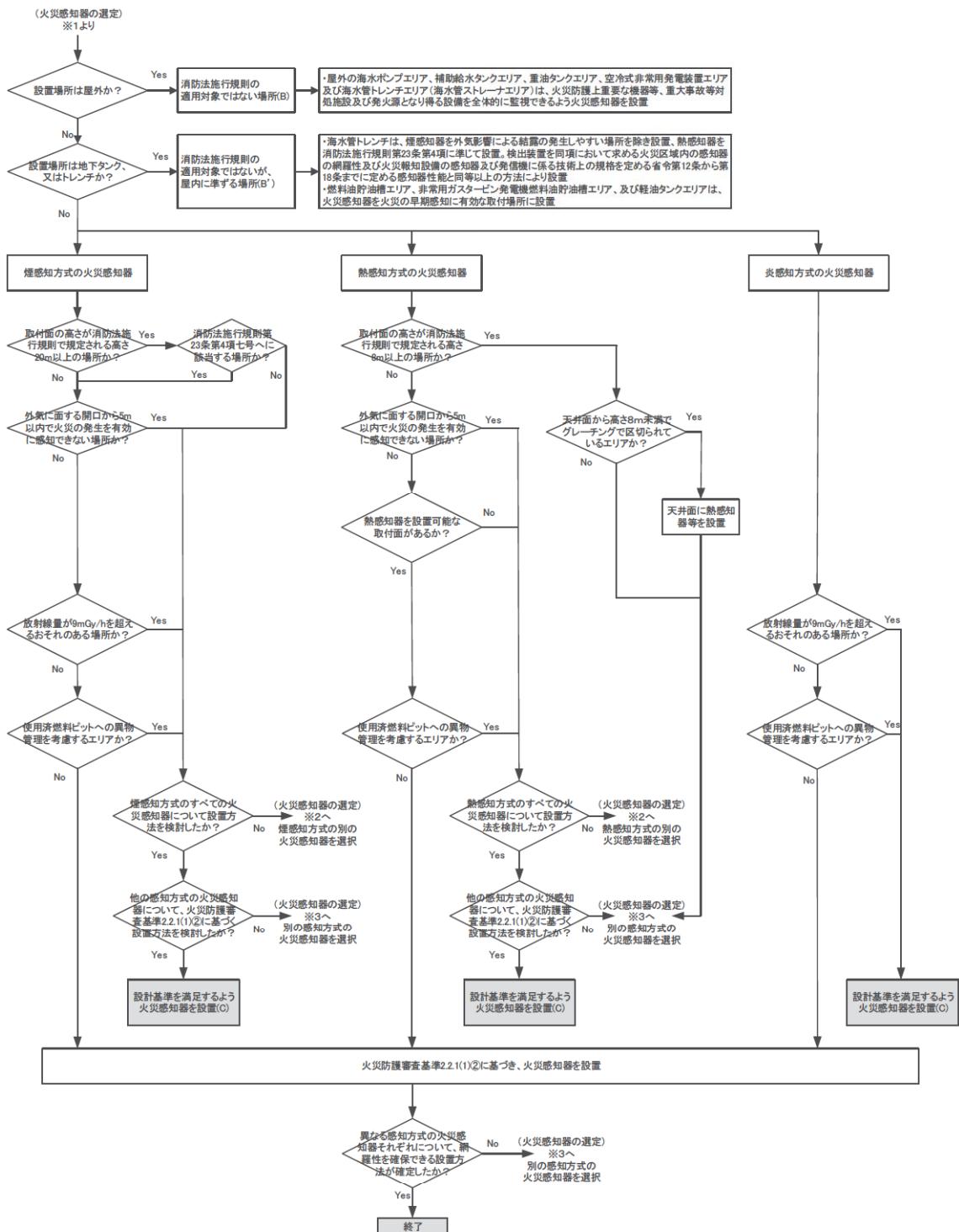


図 5-5-1 火災感知器の選定及び設置の設計フロー (3 / 3)

(3) 火災感知器の選定及び設置に係る検討結果

火災感知器の選定及び設置に係る検討結果について、発火源及び可燃物がなく火災が発生しない場所を表 5-5-1、消防法施行規則の適用対象ではない場所を表 5-5-2、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう火災感知器を設置する場所を表 5-5-3 に示す。

なお、結露が発生する場所では、異なる種類の火災感知器としてアナログ式の防水型熱感知器と非アナログ式の炎感知器を選定し、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置する。このため、異なる種類の火災感知器として、煙感知方式の火災感知器は設置しないが、隣接エリアのアナログ式の煙感知器を兼用することで無炎火災時にも火災を感知できる設計としている。

表5-5-1 発火源及び可燃物がなく、火災が発生しない場所

火災感知器の設置場所	設計		火災感知器の選定 選定結果	火災感知器の設置方法
	考慮事項	設計結果		
A	使用済燃料ピット			
	使用済樹脂貯蔵タンク室			
	使用済樹脂タンク室エリア (使用済樹脂タンク室)			
	脱塩塔室他エリア (脱塩塔室)		火災感知器を 選定しない。 設置しない。	火災感知器を 選定しない。 設置しない。
	新燃料貯蔵庫			
	使用済燃料乾式貯蔵建屋 1 (排気エリア)			

表5-5-2 消防法施行規則の適用対象ではない場所

火災感知器の設置場所		火災感知器の選定		火災感知器の設置方法
		考慮事項	選定結果	
B	屋外の火災区域	・火災により発生することを考慮、(屋外)	非アログ式の屋外仕様熱感知器 (感度：温度80°C) 非アログ式の屋外仕様検出装置 (炎の赤外線波長を感知)	発火源となり得る設備を監視するよう火災感知器を設置する。
	海水管トレンチ室(屋外のうちトレンチ内エリア)	・トンネル形状であり片端が開放しているため、外気影響による結露を考慮(結露環境)	アナログ式の防水型熱感知器 (感度：温度75°C) アナログ式の煙感知器 (感度：煙濃度10%)	火災防護審査基準2.2.1(1)②に基づき火災感知器を設置する 結露影響を防止するため、海水ポンプケーブル用電線管内に火災感知器を設置する。
B'	燃料油貯油槽及び軽油タンクエリア	・火災により発生することを考慮(引火性／発火性雰囲気及び屋外)	非アログ式の防爆型熱感知器(タンク内) (感度：温度80、100°C) 非アログ式の屋外仕様炎検出装置(タンク外) (炎の赤外線波長を感知)	タンク内部に非アナログ式の防爆型熱感知器を設置し、タンク外に非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置を設置し、タンクを監視するよう火災感知器を設置する。
	非常用ガスステーション発電機燃料油貯油槽エリア	・火災により発生することを考慮(引火性／発火性雰囲気及び屋外)	非アログ式の防爆型熱感知器(タンク内) (感度：温度80°C) 非アログ式の屋外仕様炎検出装置(タンク外) (炎の赤外線波長を感知)	

表5-5-3 火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう火災感知器を設置する場所（1／3）

火災感知器の設置場所	火災感知器の選定			火災感知器の設置方法 (_____は設計基準による対応)
	考慮事項	選定結果	考慮事項	
C 原子炉格納容器の一部 (ループ室/加圧器室)	・半導体部品を含む火災感知器の放射線による故障を考慮（高放射線量） 非アナログ式の煙感知器 (感度：煙濃度10%)	・煙感知器が故障するおそれのない、放射線量が低い場所に設置することを考慮。	・煙感知器が故障するおそれのない、放射線量が低い場所に非アナログ式の煙感知器を設置する。	放射線量が低い場所に非アナログ式の煙感知器を設置する。
C 核計装用シンブル配管室	・半導体部品を含む火災感知器の放射線による故障を考慮（高放射線量） 非アナログ式の熱感知器 (感度：煙濃度10%)	・煙感知器が故障するおそれのない間隔でグレーチングが設置されていることを考慮。	・煙感知器が故障するおそれのない、放射線量が低い場所に設置することを考慮 ・煙感知器を設置可能な取付面がないことを考慮	消防法施行規則に準じ、高さ方向に8mを超えない間隔で非アナログ式の熱感知器を設置する。
C 再生熱交換器室	・半導体部品を含む火災感知器の放射線による故障を考慮（高放射線量） 非アナログ式の熱感知器 (感度：煙濃度10%)	・熱感知器を設置可能な取付面がないことを考慮	・煙感知器が故障するおそれのない、放射線量が低い場所に設置することを考慮	放射線量が低く設置可能な取付面がないことから、ループ室の非アナログ式の煙感知器を兼用する。
C エリア内	・エリア内の放射線線量が9mGy/hを超えるおそれがあることを考慮	・エリア内の放射線線量が9mGy/hを超えるおそれがあることを考慮	放射線量が低い場所に非アナログ式の煙感知器を設置する。	火災防護審査基準2.2.1(1)②に基づき火災感知器を設置する。

表 5-5-3 タクシーフレッシュマスクの設置場所と別の設計基準を満足できるよう火災感知器を設置する場所（2／3）

火災感知器の設置場所		火災感知器の選定		火災感知器の設置方法 (_____は設計基準による対応)	
	考慮事項	選定結果	考慮事項	設置方法	
C オペレーティングフロア から上部（キャビティ上 部含む）※2	アナログ式の煙感知器 (感度：煙濃度10%)	•取付面の高さが20m以上であることを考慮。		原子炉格納容器内の空気流を 考慮した位置に設置する。	
	非アナログ式の炎感知器 (炎の赤外線波長を感知)	•考慮事項無し		火災防護審査基準2.2.1(1)② に基づき火災感知器を設置す る。	
C アニュラス部 （一般的な環境条件）	アナログ式の煙感知器 (感度：煙濃度10%)	•取付面の高さが20m以上であることを考慮。		火災区域・区画外とつながる開 口部よりも高い位置に火災感 知器を設置する。	
	非アナログ式の炎感知器 (炎の赤外線波長を感知)	•考慮事項無し		火災防護審査基準2.2.1(1)② に基づき火災感知器を設置す る。	
C 燃料取替用水タンク室	アナログ式の煙感知器 (感度：煙濃度10%)	•取付面の高さが20m以上であることを考慮。		火災区域・区画外とつながる開 口部よりも高い位置に火災感 知器を設置する。	
	非アナログ式の炎感知器 (炎の赤外線波長を感知)	•考慮事項無し		火災防護審査基準2.2.1(1)② に基づき火災感知器を設置す る。	

※2：故障時の対応を考慮し、アナログ式の煙感知器とは機種の異なる非アナログ式の煙感知器を併設する。

表5-5-3 火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう火災感知器を設置する場所（3／3）

火災感知器の設置場所	火災感知器の選定		火災感知器の設置方法 (_____は設計基準による対応)
	考慮事項	選定結果	
C 燃料取扱棟エリア + 新燃料貯蔵庫エリア	・考慮事項無し (一般的な環境条件)	アナログ式の光電式分離型煙感知器 (感度：煙濃度5%)	【使用済燃料ピットエリア】 ・使用済燃料ピットへの異物混入防止管理を考慮 【新燃料貯蔵庫エリア】 ・火災感知器の取付面の高さが消防法施行規則で規定される高さ20m以上
C 使用済燃料貯蔵庫-1 (給気エリア)	・考慮事項無し (一般的な環境条件)	非アナログ式の炎感知器 (炎の赤外線波長を感知)	火災防護審査基準 2.2.1(1)②に基づき火災感知器を設置する。 火災防護審査基準 2.2.1(1)②に基づき火災感知器を設置する。

(4) 火災感知器の選定及び設置に係る検討を踏まえた火災感知器の追加について

(1) 項から(3)項までの火災感知器の種類及び設置方法の設計を踏まえ、各火災区域又は火災区画において、既設の火災感知器で不足する等、消防法施行規則第23条第4項に従った火災感知器配置ではない場合は、本工事において新たに火災感知器を追加する。

追加する火災感知器は、

- a. 新たに火災感知器を追加設置する
- b. 既に設置済みの消火設備専用のアナログ式煙感知器又はアナログ式熱感知器を火災感知用として兼用する

により消防法施行規則第23条第4項に従った火災感知器設置とする。

○消防用設備等の設置に関する疑義につ

いて

（昭54.11.27 消防予第228号
消防庁予防教急課長から
茨城県総務部長あて回答）

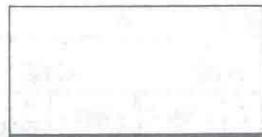
〔昭55.7.18 消防予第142号「8」〕

問 標記のことについて、管内の消防本部から下記の点について照会がありましたので御教示願います。

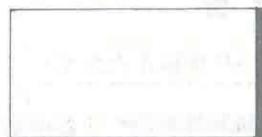
記

- 1 下図のような建築物の場合、消防法施行規則第23条第4項第1号ロで定める「外部の気流が流通する場所」として、いずれが該当するか。

(1) 1面開放



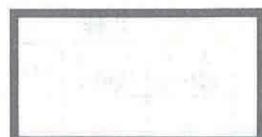
(2) 2面開放



(3) 3面開放



(4) 4面開放

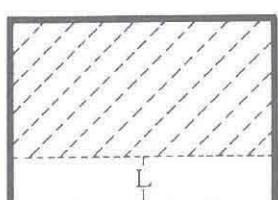


——印 開放面
——印 壁面

参考 消防実務六法 質疑応答集（抜粋 2 / 2）

図1 建築物の高さ、はり及び収容物等により、画一的に判断することは困難であるが、一般的に外気に面するそれぞれの部分から5m未満(L)の範囲を目安とされたい。

(1) 1面開放

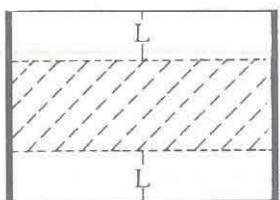
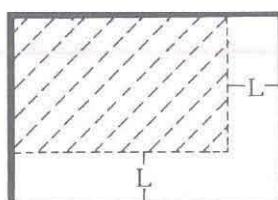


——開放面

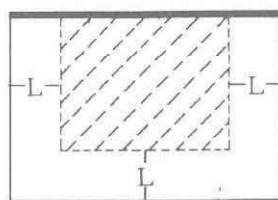
——壁面

警戒範圍

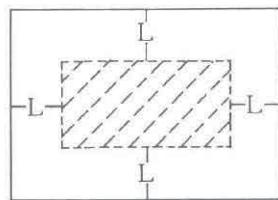
(2) 2面開放



(3) 3面開放



(4) 4面開放



補足説明資料 5－6

火災予防に支障がない火災感知器の
設置方法について

5.6 火災予防に支障がない火災感知器の設置方法について

火災感知器の設置方法のうち、補足説明資料 5.5(2) の i . から vii . に掲げる設置方法について、伊方発電所での具体的な適用例を以下のとおり説明する。

また、補足説明資料 5.5(2) の i . から vii . のうち、第 62 回原子力規制委員会で審議されていない iv , v , vii については、本項で示す具体例の他、適用例を一般化した凡例を補足説明資料 6.1 の各感知器の凡例に示し、凡例の設計を適用するエリアを表 6-1 の「消防法適合確認」に記載する。

(1) 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に火災感知器があるときに、一定の範囲を限度として、火災感知器の設置を行わない方法 (i . の例)

a. 具体的な設計例

(a) 熱式スポット型感知器（差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型）の設計

はり等の深さが 0.4m 以上 1m 未満で小区画が連続してある場合は、表 5-6-1 に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。この場合、図 5-6-1 のように、各区画は感知器を設置した区画に隣接していなければならない。（昭和 57 年 6 月 7 日 消防予第 132 号）

表 5-6-1 热感知器の必要数

感知器種別	構 造		感知区域の合計面積	
			耐 火	その 他
差動式スポット型	1 種	20	15	
	2 種	15	10	
補償式スポット型	1 種	20	15	
	2 種	15	10	
定温式スポット型	特 種	15	10	
	1 種	13	8	
熱アナログ式スポット型		15	10	

(単位 : m²)

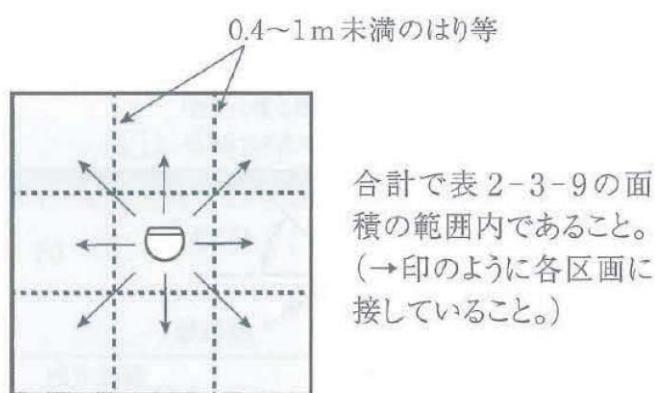


図 5-6-1 感知区域の隣接例

「発電用原子炉施設に設置される火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針」

令和 4 年 1 月 26 日 第 62 回原子力規制委員会資料 (抜粋)

- (b) 煙感知器（イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化式アナログ式 スポット型、光電アナログ式スポット型）の設計

はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図5-6-2(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表5-6-2に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。

ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること（→印のように各区画が隣接していること。）

図5-6-2(b)の場合、斜線部分が60m²未満（取付け面の高さ8m未満、2種）であれば同一感知区域とすることができる。なお、アナログ式スポット型感知器は設定表示濃度により相当種別のものとして取扱うこと。

表5-6-2 煙感知器の必要数

感知器種別	感 知 面 積 の 合 計 面 積			
	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満
1種	60	60	40	40
2種	60	60	40	
3種	20			

（単位：m²）

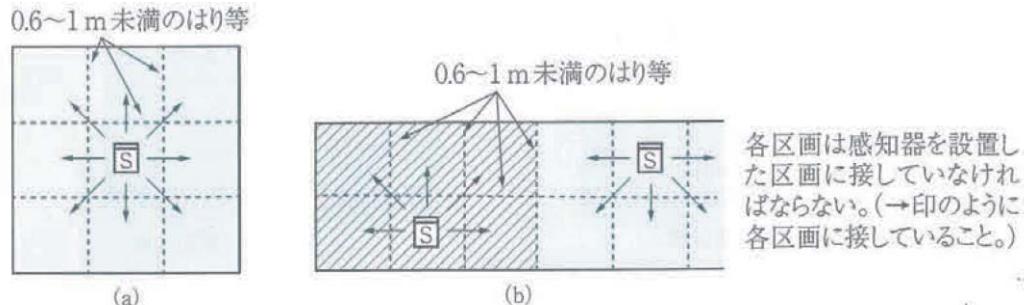


図5-6-2 感知区域の隣接例

「発電用原子炉施設に設置される火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針」

令和4年1月26日 第62回原子力規制委員会資料 （抜粋）

b. 伊方発電所における適用場所

「小区画が連続してある場合」の設計について、火災区画 [] に適用している。当該エリアの平面図を図5-6-3に示す。図5-6-3のとおり、0.6m以上の梁又は壁に囲まれる感知区域の一部で煙感知器を設置していない部分があるが、煙感知器を設置していない感知区域と隣接する感知区域との合計面積は60m²未満であるため、同一の感知区域とみなす設計とする。

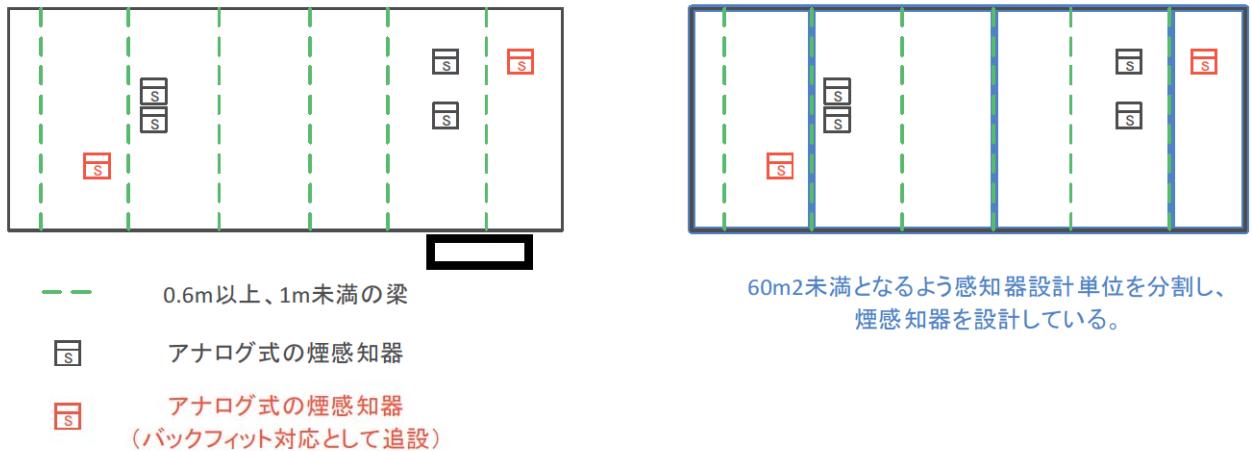


図 5-6-3 小区画が連続してある場合の適用場所

(2) 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、火災感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に火災感知器を設置する方法 (ii. の例)
a. 具体的な設計例

(a) 熱式スポット型感知器（差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型）の設計

感知器は、換気口等の空気吹き出し口から図5-6-4のように1.5m以上離れた位置に設けること。

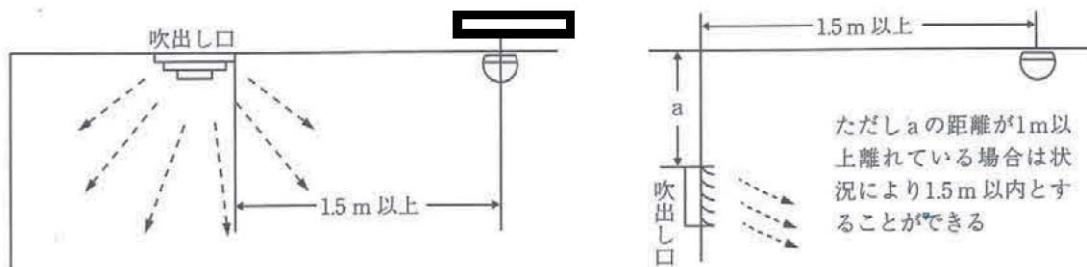


図5-6-4 小区画が連続してある場合の適用場所

「発電用原子炉施設に設置される火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針」

令和4年1月26日 第62回原子力規制委員会資料 (抜粋)

b. 伊方発電所における具体的な適用場所

今回の申請範囲において、適用箇所はない。

(3) 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、火災感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に火災感知器を設置する方法 (iii. の例)

a. 具体的な設計

空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、火災感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に火災感知器を設置する。(図

5-6-5)

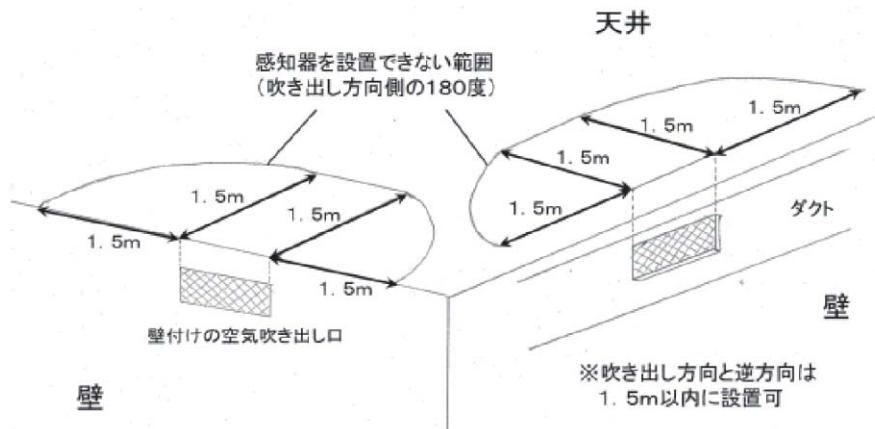


図5-6-5 火災感知器を設置出来ない範囲

「発電用原子炉施設に設置される火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針」

令和4年1月26日 第62回原子力規制委員会資料 (抜粋)

b. 伊方発電所における適用場所

「吹出方向と逆方向に1.5mを下回る位置に火災感知器を設置する場合」の設計について、火災区画 [] に適用している。当該エリアの平面図を図5-6-6に示す。図5-6-6のとおり、吹出口との離隔距離は1.5m未満となる位置に熱感知器を設置している。

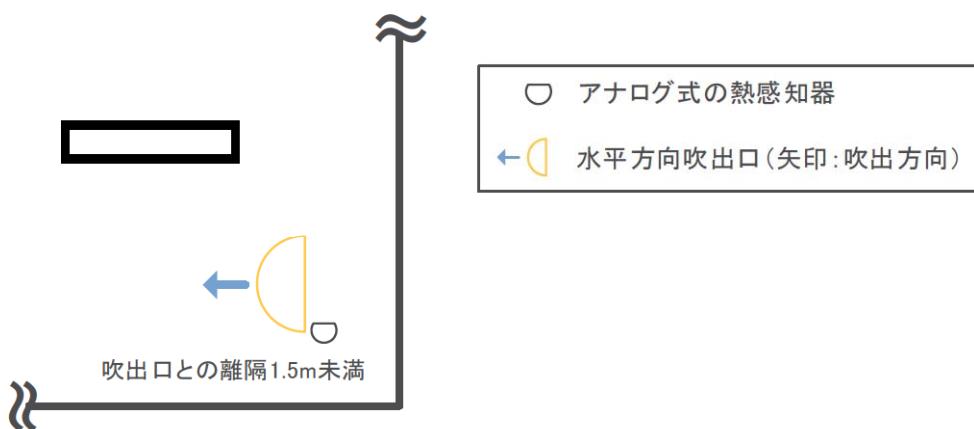


図 5-6-6 吹出方向と逆方向に 1.5m を下回る位置に火災感知器を設置する場合の適用場所

(4) パイプダクト等のたて穴の場合は、最頂部に煙感知器を設置する方法 (iv. の例)

a. 具体的な設計

パイプダクト等のたて穴構造の場合には、最頂部に1個以上の煙感知器を設置する。

b. 伊方発電所における具体的な適用場所

「パイプダクト等の場合」の設計について、火災区画[]に適用している。当該エリアの平面図を図5-6-7に示す。図5-6-7のとおり、感知器取付け面高さが20mを超えるエリアであるが、パイプダクト等のたて穴構造のエリアとみなし、煙感知器を頂部に設置している。

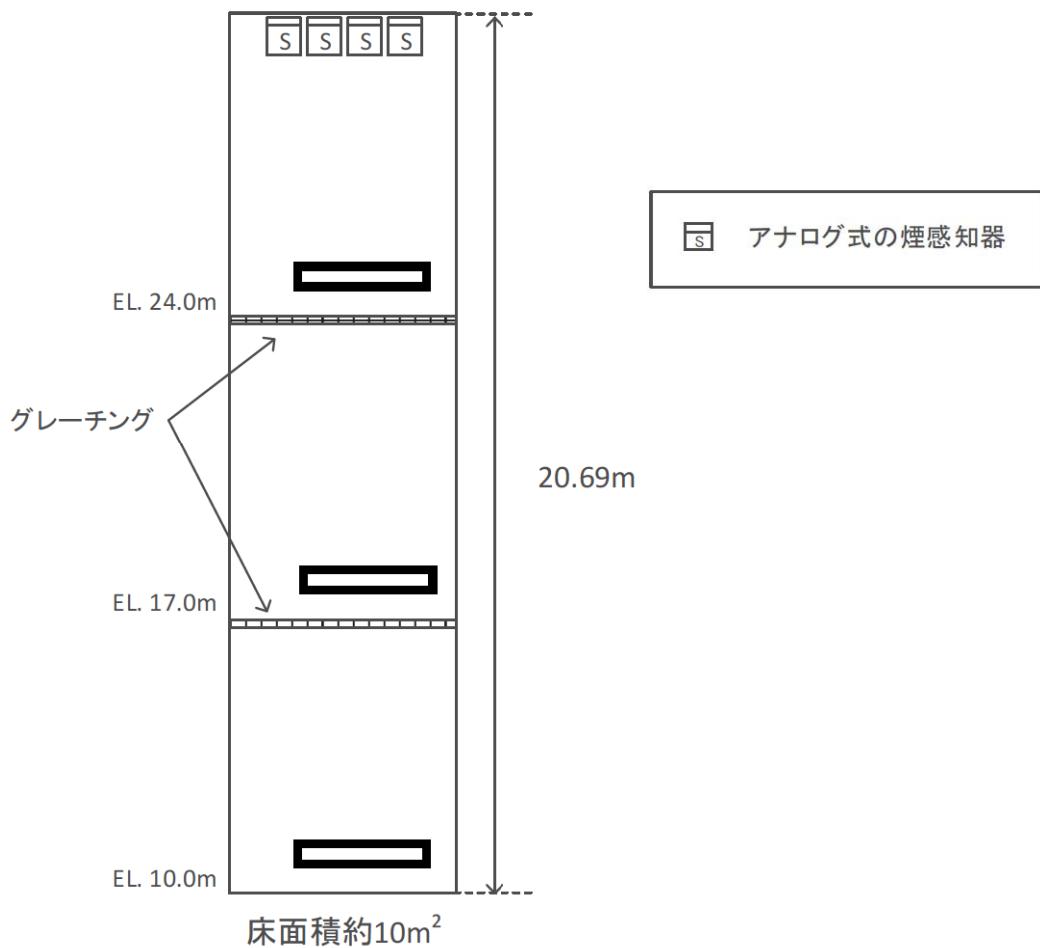


図 5-6-7 パイプダクト等の場合の適用場所

(5) 換気口等の空気吹出し口や狭小部の壁又は梁から適切に距離を確保すると配置に偏りが生じ感知性能に支障をきたすおそれがある場合は、消防法施行規則に定められる距離を下回る位置に火災感知器を設置する方法（v. の例-1）

a. 具体的な設計例

消防法施行規則では感知器を設置する場所を吹出口から1.5m以上離隔を確保する必要があるが、室内の天井面に吹出口が密集し、吹出口からの離隔を確保する場合、室外又は局所的にしか火災感知器を設置できず、当該室内の火災感知に支障をきたすおそれがある場合、火災感知器を吹出口から1.5m以内に設けることが消防法の運用において実務上認められており、伊方発電所における火災感知器の設計ではこの考え方を火災予防上支障のないものとして適用する。

b. 伊方発電所における具体的な適用場所

「吹出口から離隔を確保できない場合」の設計について、火災区画「■」に適用している。当該エリアの平面図を図5-6-8に示す。図5-6-8のとおり、吹出口から1.5m以上の離隔を確保する場合、当該室の壁面付近にしか火災感知器を設置することができず、当該室内の火災を網羅的に監視することができないため、当該室内の中心に近い部分で吹出口から可能な限り離隔を確保する位置に煙感知器を設置している。

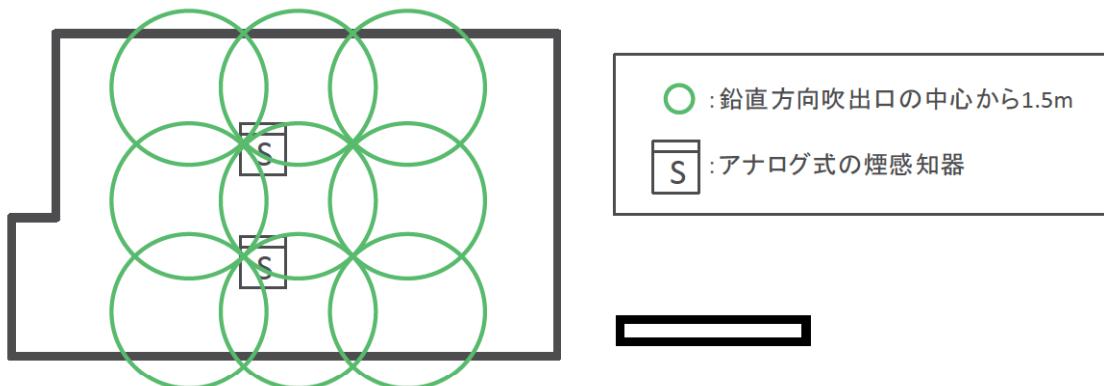


図 5-6-8 吹出口から離隔を確保できない場合の適用場所

(6) 換気口等の空気吹出し口や狭小部の壁又は梁から適切に距離を確保すると配置に偏りが生じ感知性能に支障をきたすおそれがある場合は、消防法施行規則に定められる距離を下回る位置に火災感知器を設置する方法（v. の例-2）

a. 具体的な設計例

消防法施行規則では煙感知器を設置する場所を壁から0.6m以上離隔を確保する必要があるが、狭い居室・通路部において、壁・梁等の建屋構造物及び配管・ケーブルトレイ等の配置状況により、壁からの離隔を確保すると局所的にしか火災感知器を設置できず、火災感知に支障をきたすおそれがある場合、火災感知器を壁から0.6m以内に設けることが消防法の運用において実務上認められており、伊方発電所における火災感知器の設計ではこの考え方を火災予防上支障のないものとして適用する。

b. 伊方発電所における具体的な適用場所

「壁から離隔を確保できない場合」の設計について、火災区画「■」に適用している。当該エリアの平面図を図5-6-9に示す。図5-6-9のとおり、幅が狭い通路であり、壁から0.6m以上の離隔を確保する場合、当該部には火災感知器を設置することができないため、通路部の中心に煙感知器を設置している。

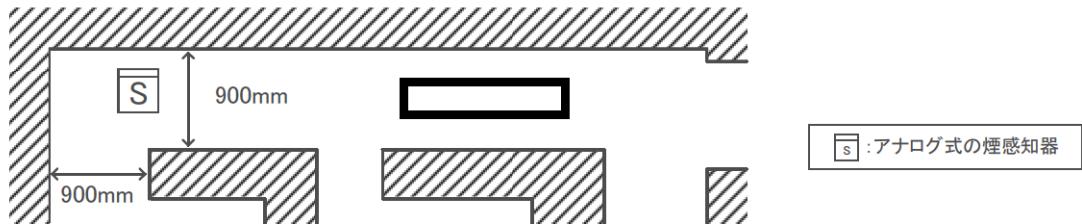


図 5-6-9 壁から離隔を確保できない場合の適用例

(7) シャワー室には火災感知器を設置しない方法 (vi. の例)

a. 具体的な設計

シャワー室においては、火災感知器を設置しないことが消防法の運用において実務上認められており、伊方発電所における火災感知器の設計ではこの考え方を適用する。

b. 伊方発電所における具体的な適用場所

「シャワー室に火災感知器を設置しない場合」の設計について、火災区画 [] に適用している。当該エリアの平面図を図5-6-10に示す。図5-6-10のとおり、ホットシャワー室において煙感知器を設置しない設計とする。ただし、熱感知器については水蒸気の影響を受けない防水型を設置することができるため、設置する設計とする。

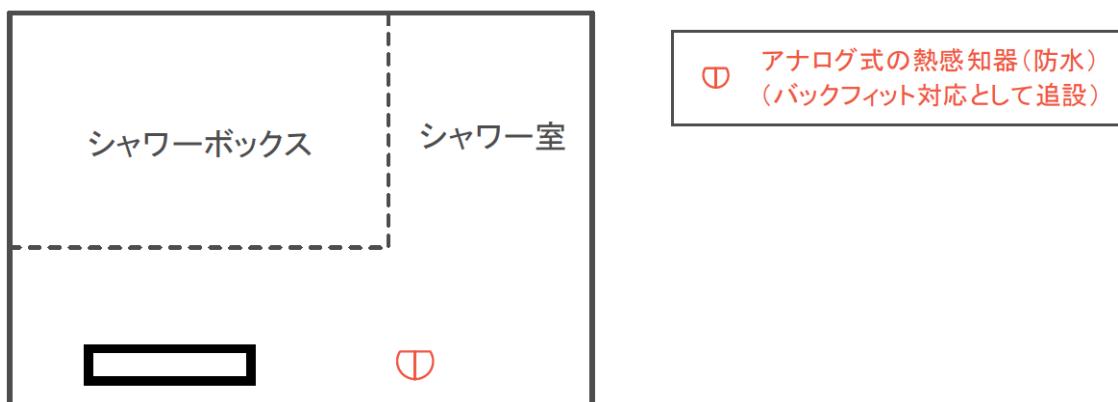


図 5-6-10 シャワー室に火災感知器を設置しない場合の適用例

(8) 天井面の段差が特定の形状をしている場合、段差天井部を同一の感知区域とみなす方法

(vii. の例)

a. 具体的な設計例

主たる取付面より低い段違い部分の幅が6m未満の場合は図5-6-11 (a) (b) のように高い天井面と低い天井面を同一感知区域とみなす方法が消防法の運用において実務上認められており、伊方発電所における火災感知器の設計ではこの考え方を適用する。

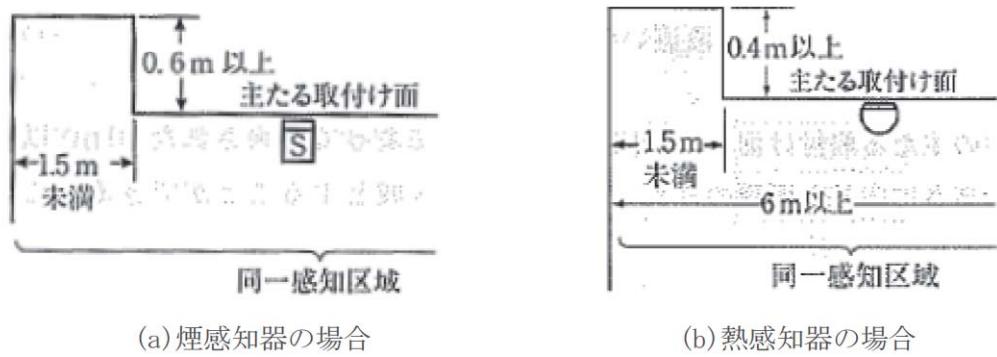


図 5-6-11 天井面の段差が特定の形状をしている場合の適用例

(自動火災報知設備工事基準書 ((一社) 火災報知機工業会発行) 抜粋)

b. 伊方発電所における具体的な適用場所

「天井面の段差が特定の形状をしている場合」について、火災区画「███████████」に適用している。ディーゼル発電機制御盤室の天井面において一部段差形状となっている部分があるが、ディーゼル発電機制御盤室の全長は約16mであるのに対し、段差天井部の幅は1.0mであり、自動火災報知設備工事基準書で規定される1.5m未満であることから段差天井の低い側に火災感知器を設置している。当該エリアの平面図を図5-6-12に示す。



図 5-6-12 段差天井部の主たる取付面にのみ火災感知器を設置する場合の適用例

補足説明資料 6

火災感知器の配置に係るもの

補足説明資料 6－1

火災区域又は火災区画の
火災感知器の設置個数について

6.1 火災区域又は火災区画の火災感知器の設置個数について

火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を火災防護に関する説明書4.2(1)b. 項に示す通り、消防法に準じて選定する設計とする。火災感知器の取付方法や設置個数については、消防法施行規則第23条第4項及び5.5項の火災感知器の選定および設置方法の考え方に基づき設置する設計とする。

また、火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分については、消防設備士の確認を受け、消防法施行規則に則り設置する設計とする。

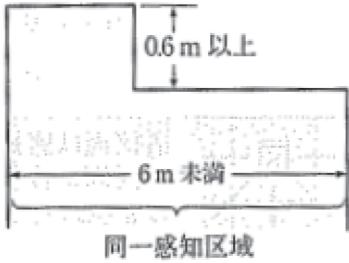
上記を踏まえた火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数例について、表6-1に示す。なお、表6-1においては、放射線量が高い場所を含むエリアを「高放射線エリア」と略す。

なお、火災感知器の配置設置にあたり、消防法施行規則第23条第4項に基づいた個数を「必要数」欄に記載し、消防法施行規則第23条第4項に基づき設置するものは「消防法適合確認」欄に○を付与するものとし、その他の設計に基づき設計を行ったものは、「消防法適合確認」欄に以下の凡例を記載するものとする。また、各凡例の設計について、補足説明資料5の5.5(2)に掲げる i から vi の方法との対応を「5.5との対応」列に示す。

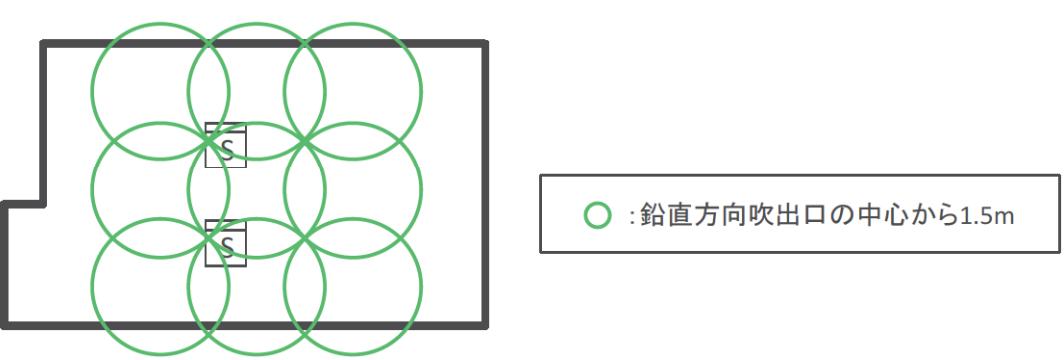
(1) 煙感知器の凡例

凡 例	凡例理由	5.5 と の 対 応																								
A	パイプダクト等のたて穴には、最頂部に煙感知器を設ける。	iv																								
B	欠番	—																								
C	欠番	—																								
D	欠番	—																								
E	<p>0.6m 以上 1m 未満のはり等によって区画された 10 m²以下の小区画が 1 つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に接近するように設けること。なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <p style="text-align: center;">表 2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="4">感 知 面 積 の 合 計 (m²)</th> </tr> <tr> <th>4m 未満</th> <th>4m 以上 8m 未満</th> <th>8m 以上 15m 未満</th> <th>15m 以上 20m 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2 種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 種</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	感知器種別	感 知 面 積 の 合 計 (m ²)				4m 未満	4m 以上 8m 未満	8m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満	1 種	60	60	40	40	2 種	60	60	40		3 種	20				i
感知器種別	感 知 面 積 の 合 計 (m ²)																									
	4m 未満	4m 以上 8m 未満	8m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満																						
1 種	60	60	40	40																						
2 種	60	60	40																							
3 種	20																									

引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書

凡 例	凡例理由	5.5 と の 対 応
	<p>段違い天井段違いが 0.6m 以上の場合</p> <p>(ア) 居室等の幅が 6m 未満の場合</p> <p>図 2-3-110 のように、段違い部分を含む居室等の幅が 6m 未満であれば、段違いの形状に係らず当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> 	
F	<p>(イ) 段違い天井が低い場合</p> <p>主たる取付け面より、低い段違いがある場合は、図 2-3-111 のように段違いの低い部分の幅が 3m 未満であれば同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は当該居室等の面積に必要な個数を高い天井面に火災を有効に感知するよう設けること。</p> 	vii

凡 例	凡例理由	5.5 と の 対 応
F	<p>図 2 - 3 - 112</p> <p>(イ) 低い段違い天井が中央にある場合</p> <p>主たる取付け面より低い段違い部分の幅が 6m 未満の場合は、図 2-3-113 のように高い天井面と同一感知区域とすることができます。</p> <p>図 2 - 3 - 113</p> <p>(オ) 高い段違い天井が中央にある場合</p> <p>主たる取付け面より高い段違い部分の幅が 3m 未満の場合は、図 2-3-114 のように低い天井面と同一感知区域とすることができます。</p> <p>図 2 - 3 - 114</p>	vii

凡 例	凡例理由	5.5 と の 対 応
F	<p>この場合、図 2-3-113、図 2-3-114 のいずれの場合も感知器は、当該居室等の面積に必要な個数を天井の状況に応じて、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>また、段違い天井において、感知器の設置場所が図 2-3-115 のように 3m 未満で細長い場所は、前記アの細長い居室等の例により設けること。</p>	i
	 <p>(断面図)</p> <p>(平面図)</p>	
	図 2 - 3 - 115	
	引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書	
G	欠番	—
H	欠番	—
I	欠番	—
	感知区域内に換気口等の空気吹出し口から水平1.5m又は鉛直1.0m以上の離隔を確保するスペースがない又は感知区域内で水平1.5m又は鉛直1.0m以上の離隔を確保すると感知器の配置に偏りが生じ、感知性能に支障をきたす恐れがある場合は、図6-1-1に示すとおり、換気口等の空気吹出し口から水平1.5m以内に感知器を設ける。	
J	 <p>○ : 鉛直方向吹出口の中心から1.5m</p>	v
	図6-1-1 吹出口から離隔を確保できない場合	

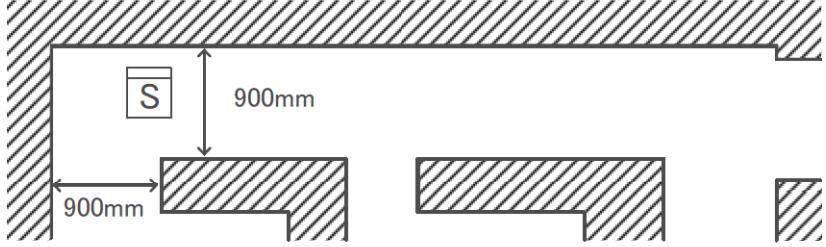
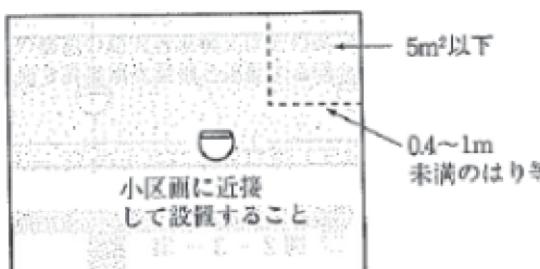
凡 例	凡例理由	5.5 と の 対 応
K	<p>通路部等、狭小部で壁又は梁から 0.6m 以上の離隔を確保できない場合は壁又は梁から 0.6m 以内に感知器を設ける。</p>  <p>The diagram illustrates a scenario where a sensor labeled 'S' is positioned within a 900mm distance from a vertical wall or beam, even though there is a 900mm gap between the sensor and the nearest vertical surface. The sensor is shown above a horizontal surface, with a vertical wall to its left and another wall further back. A double-headed arrow indicates the 900mm distance both horizontally and vertically from the sensor to the nearest vertical surface.</p>	v

図 6-1-2 壁又は梁から離隔を確保できない場合

(2) 熱感知器の凡例

凡例	凡例理由	5.5との対応
A 欠番		—
B 欠番		—
C	<p>ウ 1つの小区画が隣接してある場合</p> <p>図 2-3-33 のように、0.4m 以上 1m 未満のはり等によって区画された 5 m²以下の小区画が 1 つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するよう設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p>  <p>図 2-3-33</p> <p>引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	i
D 欠番		—
E 欠番		—
F	<p>オ 段違い天井で段違いが 0.4m 以上の場合</p> <p>(イ) 居室の幅が 6m 以上の場合</p> <p>a. 段違いが低い場合</p> <p>主たる取付け面より低い段違いがある場合で、図 2-3-36 のように段違いの低い部分の幅が 3m 未満であれば同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は、当該居室等の面積に必要な個数を高い天井面に火災を有効に感知するように設置すること。</p> <p>b. 段違いが高い場合</p> <p>主たる取付け面より高い段違いがある場合で、図 2-3-37 のように段違いの高い部分の幅が 1.5m 未満の場合は、同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は当該居室等に必要な個数を低い天井面に火災が有効に感知するように設けること。</p>	vii

凡例	凡例理由	5.5 との対応
F	<p>図 2 - 3 - 36</p> <p>図 2 - 3 - 37</p> <p>引用元：日本火災報知機工業会　自動火災報知設備工事基準書</p>	vii
G	<p>カ 段違い天井が中央にある場合</p> <p>(ア) 段違いが低い場合</p> <p>a. 主たる取付け面より低い段違い部分の幅が 6m 未満の場合は、高い天井面と同一感知区域とすることができる。図 2-3-38 のように、b が 6m 未満であれば、a、b、c を同一感知区域とすることができる。</p> <p>図 2 - 3 - 38</p> <p>b. 主たる取付け面より低い段違い部分の幅が 6m 以上の場合で、図 2-3-39 のように a 及び c が 1.5m 未満であれば a、b、c を同一感知区域とすることができる。なお、図 2-3-38、図 2-3-39 いずれの場合も、感知器は、a、b、c の合計面積に必要な個数を火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>図 2 - 3 - 39</p> <p>引用元：日本火災報知機工業会　自動火災報知設備工事基準書</p>	vii

凡 例	凡例理由	5.5 と の対応
	<p>カ 段違い天井が中央にある場合</p> <p>(イ) 段違いが高い場合</p> <p>a. 主たる取付け面より高い段違い部分の幅が 3m 未満で低い部分の幅が 3m 以上ある場合は、いずれかの低い天井面と同一感知区域とすことができる。図 2-3-40 のように、b が 3m 未満であれば、a、b 又は b、c を同一感知区域とすることができる。</p>	
H	<p>b. 主たる取付け面より高い段違い部分の幅が 3m 未満で低い部分の幅が 3m 未満である場合は、図 2-3-41 のように、a 及び c が 3m 未満であれば、a、b、c を同一感知区域とすことができる。なお、図 2-3-40、図 2-3-41 いずれの場合も、感知器は b の面積を含めた必要な個数を火災を有効に感知するように設けること。</p>	i
I	欠番	—

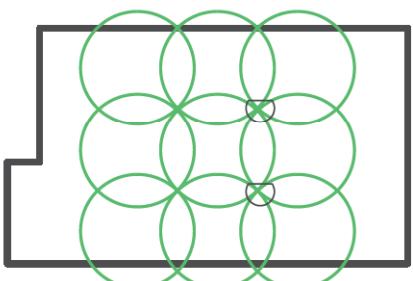
凡 例	凡例理由	5.5 と の対応
J	<p>感知区域内に換気口等の空気吹出し口から水平 1.5m 又は鉛直 1.0m 以上の離隔を確保するスペースがない又は感知区域内で水平 1.5m 又は鉛直 1.0m 以上の離隔を確保すると感知器の配置に偏りが生じ、感知性能に支障をきたす恐れがある場合は、換気口等の空気吹出し口から水平 1.5m 以内に感知器を設ける。</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ○ : 鉛直方向吹出口の中心から1.5m </div>	V

図 6-1-1 吹出口から離隔を確保できない場合

表6-1 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置箇数

番号	名称	感知 区画 番号	プロア (EL. / 階層)	取付高さ (m)	面積 (m ²)	必要 既設	消火 設備 流用	消防法 適合 確認	必要 既設	消防法 適合 確認	既設 追設	既設 追設	消防法 適合 確認	既設 追設	火災感知器	参考	
①	A/B EL. -4.5m通路他エリア	-4.5	8m未満	312.32	5	16	0	1	0	9	1	24	0	○	-	0	-
②		-4.5	8m未満	32.25	1	2	0	0	1	1	2	0	○	-	0	0	-
③		-4.5	8m以上, 20m未満	32.67	1	2	0	0	1	1	2	0	○	-	0	0	-
④		-4.5	8m未満	28.06	1	6	0	0	-	1	1	2	0	○	-	0	0
⑤		-4.5	8m未満	85.22	2	4	0	0	0	3	2	0	1	○	-	0	2
①	余熱除去ポンプ室 (A) 他エリア	-4.5	8m未満	100.16	2	4	0	0	0	3	1	0	2	○	-	0	0
②		-4.5	8m未満	100.17	2	4	0	0	0	3	1	0	2	○	-	0	0
③		-4.5	8m未満	100.17	2	4	0	0	0	3	2	0	1	○	-	0	0
①	余熱除去ポンプ室 (B) 他エリア	-4.5	8m未満	99.42	2	4	0	0	0	3	1	0	2	○	-	0	0
②		-4.5	8m未満	108.39	2	4	0	0	0	4	2	0	2	○	-	0	0
③		-4.5	8m未満	27.93	1	1	0	0	0	1	0	0	0	○	-	0	0
①	湧水ピットポンプ室他エリア	-4.5	8m未満	74.15	1	1	0	0	0	3	1	0	2	○	-	0	0
②		-4.5	8m未満	20.55	1	1	0	0	0	1	1	0	2	○	-	0	0
③		-4.5	8m未満	102.65	1	4	0	0	K	2	2	10	0	○	-	0	0
①	安全補機配管室	-0.5	8m未満	178.13	2	4	0	2	○	3	2	6	0	○	-	0	0
②		-0.5	8m未満	1050.19	15	12	0	3	F	31	3	70	0	F	-	0	0
①		3.3	8m未満	50.44	1	2	0	0	○	2	0	4	0	○	-	0	0
②		3.3	8m未満	13.39	1	2	0	0	K	1	0	2	0	○	-	0	0
③		3.3	8m未満	71.29	1	4	0	0	○	3	2	8	0	○	-	0	0
④		3.3	8m未満	21.78	1	2	0	0	○	1	1	2	0	○	-	0	0
⑤		3.3	8m未満	12.07	1	2	0	0	K	1	0	2	0	○	-	0	0
⑥		3.3	8m未満	30.8	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
⑦		3.3	8m未満	74.04	1	3	0	0	○	3	1	6	0	○	-	0	0
⑧		3.3	8m未満	260.17	4	10	0	1	○	8	2	18	0	○	-	0	0
⑨		3.3	8m未満	117.75	2	4	0	0	○	4	2	8	0	○	-	0	0
⑩		3.3	8m未満	150.09	3	4	0	0	○	5	1	10	0	○	-	0	0
⑪		3.3	8m未満	16.79	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
⑫		3.3	8m未満	17.78	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
⑬		3.3	8m未満	17.29	1	2	0	0	K	1	0	2	0	○	-	0	0
⑭		3.3	8m未満	42.75	1	2	0	0	○	1	0	4	0	○	-	0	0
⑮		3.3	8m未満	58.04	1	2	0	0	○	2	1	4	0	H	-	0	0
⑯		3.3	8m未満	67.4	1	4	0	0	○	1	0	6	0	○	-	0	0
⑰		6.5	8m未満	21.35	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
⑱		6.5	8m未満	81.26	2	6	0	0	○	3	1	6	0	○	-	0	0
⑲		10	8m未満	9.63	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	0	1	-
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 3. 3m)																	
セメント固化装置エリア (非管理区域EL. 10. 0m)	②	10	8m未満	228.49	4	14	0	1	F・K	7	5	15	1	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	①	10	8m未満	24.33	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	②	10	8m未満	16.85	1	2	0	0	1・K	1	0	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	③	10	8m未満	16.53	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	④	10	8m未満	10.43	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑤	10	8m未満	17.53	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑥	10	8m未満	44.45	1	1	0	0	○	3	2	6	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑦	10	8m未満	19.37	1	2	0	0	○	1	1	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑧	10	8m未満	21.23	1	2	0	0	○	1	1	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑨	10	8m未満	15.27	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑩	10	8m未満	31.45	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑪	10	8m未満	89.78	2	4	0	0	○	3	2	6	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑫	10	8m未満	44.45	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑬	10	8m未満	45.4	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑭	14.5	8m未満	35.07	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑮	17	8m未満	75.96	2	6	0	0	○	3	2	6	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑯	17	8m未満	64.82	1	2	0	0	○	1	1	2	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑰	17	8m未満	64.82	1	2	0	0	○	1	0	4	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 10. 0m)	⑱	17	8m未満	9.63	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	0	1	-
セメント固化装置エリア (非管理区域EL. 17. 0m)	⑲	21.4	8m未満	64.82	1	2	0	0	○	1	0	4	0	○	-	0	0
セメント固化装置エリア (非管理区域EL. 17. 0m)	⑳	17	8m未満	9.63	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	0	1	-
異なる種類の煙感知器はA/B2-4-6②の感知器で監視																	

表6-1 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数

火災区域における火災感知器の設置箇所												備考						
番号	名称	感知区画番号			フロア (EL./階層)	取付高さ (m)	面積 (m ²)	必要	既設	消火設備用	追設	消防法適合確認	既設	追設	消防法適合確認	既設	追設	消防法適合確認
		感知区画番号	感知区画番号	感知区画番号														
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 17.0m)	①	17	8m未満	214.18	3	7	0	0	○	○	7	1	14	0	○	○	○	○
	②	17	8m未満	19.89	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	○	○	○	○
	③	17	8m未満	21.5	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	○	○	○	○
	④	17	8m未満	93.33	2	4	0	0	○	○	3	1	4	0	○	○	○	○
	⑤	17	8m未満	114.49	2	2	0	0	○	○	4	2	4	0	○	○	○	○
	⑥	17	8m未満	15.98	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	○	○	○	○
セメント固化装置エリア (非管理区域EL. 24.0m)	①	24	8m以上, 20m未満	211.71	3	10	0	0	○	○	1	—	3	26	0	—	—	6
	②	24	8m以上, 20m未満	9.89	1	4	0	0	○	○	1	0	0	0	—	—	0	—
	③	24	8m以上, 20m未満	82.45	2	4	0	0	○	○	1	—	2	18	0	—	—	3
セメント固化装置エリア (管理区域EL. 24.0m)	①	24	8m以上, 20m未満	327.52	5	12	0	0	○	○	—	—	2	46	0	—	—	8
	②	24	8m以上, 20m未満	46.64	1	2	0	0	○	○	—	—	1	8	0	—	—	2
	③	3.3	8m未満	130.07	2	4	0	0	○	○	4	1	10	0	○	○	○	0
安全補機配管室 (A) 他エリア	①	3.3	8m未満	103.99	2	4	0	0	○	○	3	1	12	0	○	○	○	0
	②	3.3	8m未満	59.3	1	4	0	0	○	○	2	0	4	0	○	○	○	0
	③	3.3	8m未満	130.42	2	4	0	0	○	○	4	1	12	0	○	○	○	0
安全補機配管室 (B) 他エリア	①	3.3	8m未満	59.3	1	4	0	0	○	○	2	0	4	0	○	○	○	0
	②	3.3	8m未満	104.43	2	4	0	0	○	○	3	2	10	0	○	○	○	0
	③	3.3	8m未満	25.3	1	1	0	0	○	○	1	1	0	0	—	—	0	—
強酸ドレンタンク・ポンプ室	①	3.3	8m未満	28.72	—	0	0	0	—	—	—	—	0	0	—	—	0	—
	②	3.3	8m未満	32.28	1	0	0	1	○	○	15	13	30	0	○	○	○	0
	③	3.3	8m未満	490.81	7	14	0	0	○	○	15	14	32	0	○	○	○	0
原子炉補機冷却水冷却器及びポンプ室 (A・B)	①	3.3	8m未満	506.39	7	14	0	0	○	○	5	3	14	0	—	—	0	—
	②	3.3	8m未満	163.85	3	2	0	1	○	○	3	2	8	0	—	—	0	—
	③	3.3	8m未満	86.17	2	6	0	0	○	○	3	2	8	0	—	—	0	—
原子炉補機冷却水冷却器及びポンプ室 (C・D)	①	3.3	8m未満	86.17	2	6	0	0	○	○	3	2	8	0	—	—	0	—
	②	3.3	8m未満	200.75	3	6	0	0	○	○	6	0	6	0	—	—	0	3
	③	3.3	8m未満	196.52	3	8	0	0	○	○	—	—	0	16	0	—	—	2
海水管室	①	3.3	8m未満	47.61	1	2	0	0	○	○	2	0	4	0	○	○	○	—
	②	3.3	8m未満	22.08	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	—	—	0	—
	③	3.3	8m未満	75.67	2	7	0	0	○	○	2	1	0	1	F	—	0	3
ディーゼル発電機室 (A)	①	10	8m未満	203.39	3	6	0	0	○	○	6	0	6	0	○	○	○	—
	②	10	8m以上, 20m未満	195.26	3	8	0	0	○	○	—	—	0	16	0	—	—	2
	③	14.5	8m未満	47.61	1	2	0	0	○	○	2	0	4	0	○	○	○	—
ディーゼル発電機室 (B)	①	14.5	8m未満	22.08	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	—	—	0	—
	②	14.5	8m未満	75.67	1	2	0	0	○	○	2	1	0	1	F	—	0	—
	③	14.5	8m未満	116.96	2	2	0	1	○	○	4	2	0	2	—	—	0	—
ガス減衰タンク・配管室	①	3.3	8m未満	113.92	2	2	0	0	○	○	4	2	0	2	—	—	0	—
	②	3.3	8m未満	133.2	2	4	0	0	○	○	—	—	0	4	0	—	—	0
	③	3.3	8m未満	41.32	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	—	—	0	—
ディーゼル発電機制御盤室 (B)	①	3.3	8m未満	81.92	2	2	0	0	○	○	3	2	6	0	—	—	0	—
	②	3.3	8m未満	58	1	2	0	0	○	○	2	1	4	0	—	—	0	—
	③	3.3	8m未満	54.38	1	1	0	0	○	○	2	1	0	1	—	—	0	—
機器係染室	①	3.3	8m未満	80.8	2	1	0	0	○	○	3	2	0	1	—	—	0	—
	②	3.3	8m未満	43.59	1	2	0	0	○	○	2	1	2	0	—	—	0	—
	③	3.3	8m未満	60.36	1	4	0	0	○	○	2	1	4	0	—	—	0	—
洗浄排水モニタリング・ポンプ室他エリア	①	3.3	8m未満	44.58	1	2	0	0	○	○	2	1	4	0	—	—	0	—
	②	3.3	8m未満	979.26	14	14	0	0	○	○	28	2	58	6	—	—	0	—
	③	3.3	8m未満	82.99	2	1	0	1	○	○	3	2	0	1	—	—	0	—
硝酸回収装置給水ポンプ室他エリア	①	3.3	8m未満	18.96	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	—	—	0	—
	②	3.3	8m未満	10.38	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	—	—	0	—
	③	3.3	8m未満	190.29	2	6	0	0	○	○	3	12	0	—	—	0	—	—
A/B EL. 10.0m通路他エリア	④	14.5	8m未満	32.18	1	2	0	0	○	○	1	1	4	0	—	—	0	—
	⑤	14.5	8m未満	11.83	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	—	—	0	—
	⑥	14.5	8m未満	16.09	1	2	0	0	○	○	1	1	0	0	—	—	0	—
ほう酸ポンプ室	①	10	8m未満	16.09	1	2	0	0	○	○	1	1	0	0	—	—	0	—
	②	10	8m未満	16.09	1	2	0	0	○	○	1	1	0	0	—	—	0	—

表6-1 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数

下
卷

卷之六

表6-1 火災区域又は火災区域(区画)における火災感知器の設置箇所

番号	名称	感知 区画 番号	プロア (EL. / 階層)	取付高さ (m)	面積 (m ²)	必要 既設	消火 設備 流用	追設	消防法 適合 確認	必要 既設	消火 設備 流用	追設	消防法 適合 確認	必要 既設	追設	消防法 適合 確認	
①	17	8m未満	1122.89	15	23	0	1	F	33	2	74	0	O	-	0	0	-
②	17	8m未満	40.66	1	2	0	0	O	1	1	2	0	O	-	0	0	-
③	17	8m未満	51.47	1	4	0	0	K	1	1	6	0	O	-	0	0	-
④	17	8m未満	14.02	1	2	0	0	K	1	0	2	0	O	-	0	0	-
⑤	17	8m未満	35.48	1	2	0	0	O	2	1	2	0	O	-	0	0	-
⑥	17	8m未満	35.48	1	2	0	0	O	2	1	2	0	O	-	0	0	-
⑦	17	8m未満	176.38	3	4	0	0	O	6	2	10	0	O	-	0	0	-
⑧	21.4	8m未満	92.12	1	2	0	0	O	2	1	4	0	O	-	0	0	-
⑨	21.4	8m未満	12.35	1	0	0	1	O	1	0	0	1	O	-	0	0	-
⑩	17	8m未満	13.31	1	0	1	O	1	0	0	1	O	-	0	0	0	-
⑪	17	8m未満	11.46	1	0	1	O	1	0	0	1	O	-	0	0	0	-
⑫	17	8m未満	514.95	-	0	0	9	-	-	※	0	0	-	8	0	0	-
⑬	17	20以上	90.25	2	4	0	0	K	3	2	9	0	O	-	0	0	-
⑭	17	8m未満	90.25	2	4	0	0	K	3	2	9	0	O	-	0	0	-
⑮	17	8m未満	98.86	-	0	0	0	O	-	0	0	O	-	0	0	0	-
⑯	17	8m未満	218.75	2	6	0	0	O	4	0	8	0	O	-	0	0	-
⑰	17	8m未満	128.04	1	2	0	0	O	2	2	0	O	-	0	0	0	-
⑱	17	8m未満	36.1	1	1	0	0	O	1	0	0	O	-	0	0	0	-
⑲	17	8m未満	40.01	1	1	0	0	O	1	0	1	O	-	0	0	0	-
⑳	17	8m未満	124.57	1	2	0	0	O	2	2	0	O	-	0	0	0	-
㉑	17	8m未満	404.41	3	6	0	1	O	6	7	0	O	-	0	0	0	-
㉒	17	8m未満	82.09	1	2	0	3	J	1	1	0	O	-	0	0	0	-
㉓	17	8m未満	13.9	1	0	1	O	1	0	1	0	O	-	0	0	0	-
㉔	17	8m未満	13.41	1	0	0	1	O	1	0	1	O	-	0	0	0	-
㉕	17	8m未満	15.38	1	0	1	O	1	0	1	0	O	-	0	0	0	-
㉖	17	8m未満	126.72	1	1	0	0	O	2	1	0	O	-	0	0	0	-
㉗	17	8m未満	47.94	1	1	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	-
㉘	17	8m未満	67.26	1	1	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	-
㉙	17	8m未満	39.36	1	1	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	-
㉚	17	8m未満	30.3	1	2	0	0	O	-	0	0	O	-	0	2	0	O
㉛	17	8m未満	148.45	1	4	0	0	O	3	3	12	O	-	0	0	0	-
㉜	17	8m未満	184.28	2	5	0	0	O	3	3	12	O	-	0	0	0	-
㉝	17	8m未満	44.29	1	2	0	0	O	1	0	4	O	-	0	0	0	-
㉞	17	8m未満	184.28	2	4	0	0	O	3	1	12	O	-	0	0	0	-
㉟	17	8m未満	44.3	1	2	0	0	O	1	0	4	O	-	0	0	0	-
㉟	17	8m未満	34.76	1	1	0	0	O	1	1	4	O	-	0	0	0	-
㉟	17	8m未満	32.59	1	1	0	0	O	1	1	4	O	-	0	0	0	-
㉟	17	8m未満	753.8	6	13	0	1	J·K	11	0	0	15	O	-	0	0	-
㉟	17	8m未満	3.57	1	0	0	1	K	1	1	0	O	-	0	0	0	-
㉟	17	8m未満	14.52	1	0	0	1	O	1	1	0	O	-	0	0	0	-
㉟	17	8m未満	56.1	1	0	1	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	-
㉟	17	8m未満	2.44	1	1	0	0	O	1	1	0	O	-	0	2	0	O
㉟	17	8m未満	12.96	1	0	0	1	O	1	1	0	O	-	0	3	0	O
㉟	17	8m未満	14.76	1	1	0	1	O	1	1	0	O	-	0	2	0	O
㉟	17	8m未満	63.03	1	0	1	1	J	1	1	0	O	-	0	0	0	O
㉟	17	8m未満	48.75	1	0	0	2	O	1	1	0	O	-	0	2	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	70.01	1	2	0	0	O	1	1	0	O	-	0	1	O	O
㉟	24	8m未満	53.24	1	3	0	0	O	2	3	0	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m未満	68.88	1	2	0	0	O	0	2	0	O	-	0	1	O	O
㉟	24	8m未満	52.46	1	3	0	0	O	0	2	3	O	-	0	0	1	O
㉟	24	8m未満	56.08	1	2	0	0	O	2	0	2	O	-	0	15	O	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	1507.08	21	52	0	0	O	-	18	230	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	70.01	1	2	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	68.88	1	2	0	0	O	0	2	3	O	-	0	1	O	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	52.46	1	3	0	0	O	0	2	3	O	-	0	0	1	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	56.08	1	2	0	0	O	2	0	2	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	1507.08	21	52	0	0	O	-	18	230	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	70.01	1	2	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	68.88	1	2	0	0	O	0	2	3	O	-	0	1	O	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	52.46	1	3	0	0	O	0	2	3	O	-	0	0	1	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	56.08	1	2	0	0	O	2	0	2	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	1507.08	21	52	0	0	O	-	18	230	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	70.01	1	2	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	68.88	1	2	0	0	O	0	2	3	O	-	0	1	O	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	52.46	1	3	0	0	O	0	2	3	O	-	0	0	1	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	56.08	1	2	0	0	O	2	0	2	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	1507.08	21	52	0	0	O	-	18	230	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	70.01	1	2	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	68.88	1	2	0	0	O	0	2	3	O	-	0	1	O	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	52.46	1	3	0	0	O	0	2	3	O	-	0	0	1	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	56.08	1	2	0	0	O	2	0	2	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	1507.08	21	52	0	0	O	-	18	230	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	70.01	1	2	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	68.88	1	2	0	0	O	0	2	3	O	-	0	1	O	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	52.46	1	3	0	0	O	0	2	3	O	-	0	0	1	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	56.08	1	2	0	0	O	2	0	2	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	1507.08	21	52	0	0	O	-	18	230	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	70.01	1	2	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	68.88	1	2	0	0	O	0	2	3	O	-	0	1	O	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	52.46	1	3	0	0	O	0	2	3	O	-	0	0	1	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	56.08	1	2	0	0	O	2	0	2	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	1507.08	21	52	0	0	O	-	18	230	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	70.01	1	2	0	0	O	1	1	0	O	-	0	0	0	O
㉟	24	8m以上, 20m未満	68.88	1	2</												

表6-1 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数

三

111

卷之三

100

卷之三

卷之三

六番

四二

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

表6-1 火災区域又は火災区域(区画)における火災感知器の設置箇所

番号	名称	感知区画番号	プロア (EL. /階層)	取付高さ (m)	面積 (m ²)	必要 既設	消火設備 追設	消防法 適合 確認	必要 既設	消火設備 追設	消防法 適合 確認	必要 既設	既設 追設	消防法 適合 確認	参考			
															煙感知器	熱感知器		
①	RCP 分解工具庫・通路エリア	10	8m未満	887.73	12	18	0	2	0	26	8	56	0	○	-	0	0	
①	8m未満	48.59	1	2	0	0	○	2	1	0	1	0	○	-	0	0	-	
②	電動補助給水ポンプ室(B)	10	8m未満	48.31	1	2	0	0	○	○	4	2	1	0	○	-	0	-
①	電動補助給水ポンプ室(A)	10	8m未満	129.78	2	4	0	0	○	○	4	2	0	2	○	-	0	-
②	制御用空気圧縮機室(B)	10	8m未満	128.93	2	4	0	0	○	○	4	2	0	2	○	-	0	-
①	制御用空気圧縮機室(A)	10	8m未満	109.19	2	1	0	1	○	○	4	1	0	3	○	-	0	-
②	使用済燃料ピットポンプ・冷却器室	10	8m未満	103.55	2	2	0	0	○	○	3	1	0	3	○	-	0	-
③	10	8m未満	74.57	1	2	0	0	○	○	3	2	0	2	○	-	0	-	
①	S/61次側点検資材庫他エリア	10	8m未満	54.9	1	2	0	0	○	○	2	2	0	2	○	-	0	-
②	8m未満	98.82	2	2	0	0	○	○	3	2	0	2	0	2	○	-	0	-
③	10	8m未満	84.16	2	2	0	0	○	○	3	2	0	2	○	-	0	-	
矢番																		
①	M-Gセット室	10	8m未満	65.61	1	2	0	1	○	2	1	6	0	○	-	0	0	-
②	17	20以上	320.74	-	10	10	6	-	○	3	1	6	0	○	-	0	0	104
①	アニユラス部	17	8m未満	74.9	1	2	0	0	○	○	2	1	4	0	○	-	0	-
②	8m未満	36.49	1	2	0	0	○	○	2	1	4	0	○	-	0	0	-	
③	17	8m未満	27.4	1	2	0	0	○	○	3	2	12	0	○	-	0	-	
④	17	8m未満	201.74	2	4	0	0	○	○	1	0	0	1	0	○	-	0	-
①	タービン動植物給水ポンプ室	17	8m未満	24.31	1	1	0	0	○	○	11	5	16	0	○	-	3	5
②	20.4	8m未満	357.35	5	10	0	0	○	○	3	0	12	0	○	-	0	0	-
③	24	8m未満	191.04	2	6	0	0	○	○	16	5	38	4	○	-	0	0	-
④	28	8m未満	550.78	8	26	4	0	○	○	6	2	26	0	○	-	0	0	-
⑤	32.3	8m未満	377.65	3	14	4	0	○	○	16	1	8	0	○	-	0	0	-
⑥	32.3	8m未満	110.05	1	4	0	0	○	○	2	0	41	9	116	2	0	0	-
⑦	17	8m未満	1418.02	19	24	0	2	○	○	1	0	2	0	○	-	0	0	-
⑧	17	8m未満	55.69	1	2	0	0	○	○	1	1	6	0	○	-	0	0	-
⑨	原子炉トリップ遮断器盤室他エリア	17	8m未満	54.59	1	1	0	0	○	○	1	0	1	0	○	-	0	-
⑩	主蒸気管室	24	8m未満	374.49	3	6	0	0	○	○	6	2	22	0	○	-	0	-
⑪	24	8m未満	58.59	1	2	0	0	○	○	1	1	4	0	○	-	0	0	-
⑫	RE/B EL. 17.0m通路他エリア	24	8m未満	1054.54	8	20	0	0	○	○	16	1	74	1	○	-	0	-
⑬	24	8m未満	25.52	1	2	0	0	○	○	1	0	2	0	○	-	0	0	-
⑭	24	8m未満	29.38	1	2	0	0	○	○	1	1	2	0	○	-	0	0	-
⑮	24	8m未満	49.63	1	2	0	0	○	○	1	0	4	0	○	-	0	0	-
⑯	24	8m未満	68.3	1	2	0	0	○	○	1	1	8	1	○	-	0	0	-
⑰	24	8m未満	255.84	2	4	0	0	○	○	4	0	18	0	○	-	0	0	-
⑱	24	8m未満	56.04	1	2	0	0	○	○	1	1	4	0	○	-	0	0	-
⑲	28	8m未満	48.6	1	2	0	0	○	○	1	1	4	0	○	-	0	0	-
⑳	24	8m未満	50.61	1	1	0	0	○	○	1	1	0	0	○	-	0	0	-
㉑	24	8m未満	74.34	1	1	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	0	0	-
㉒	28	8m未満	124.95	1	1	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	0	0	-
㉓	24	8m未満	165.69	3	4	0	0	○	○	5	1	14	0	○	-	0	0	-
㉔	24	8m未満	50.22	1	2	0	0	○	○	2	1	4	0	○	-	0	0	-
㉕	24	8m未満	33.48	1	2	0	0	○	○	2	1	2	0	○	-	0	0	-
㉖	24	8m未満	33.48	1	2	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	0	0	-
㉗	24	8m未満	109.18	1	1	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	0	0	-
㉘	28	8m未満	33.48	1	2	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	2	0	屋外エリア
㉙	39.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0	屋外エリア
㉚	32.3	8m未満	128.59	2	9	0	0	○	○	3	1	6	0	○	-	0	0	-
㉛	32.3	8m未満	72.84	1	3	0	0	○	○	4	0	14	0	○	-	0	0	-
㉜	32.3	8m未満	74.37	1	1	0	0	○	○	3	1	0	2	○	-	0	0	-
㉝	32.3	8m未満	88.07	2	1	0	0	○	○	3	1	0	2	○	-	0	0	-
㉞	32.3	8m未満	21.83	1	2	0	0	○	○	1	1	2	0	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	8.64	1	2	0	0	○	○	K	1	0	2	0	-	0	0	-
㉟	24	8m未満	8.64	1	0	0	1	K	1	0	2	0	0	-	0	0	0	-
㉟	24	8m未満	109.18	1	1	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	0	0	-
㉟	28	8m未満	109.18	1	1	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	33.48	1	2	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	128.59	2	9	0	0	○	○	3	1	6	0	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	72.84	1	3	0	0	○	○	4	0	14	0	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	74.37	1	1	0	0	○	○	3	1	0	2	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	88.07	2	1	0	0	○	○	3	1	0	2	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	61.41	1	1	0	0	○	○	2	1	0	1	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	14.92	1	1	0	0	○	○	1	1	0	0	○	-	0	0	-
㉟	32.3	8m未満	12.44	1	0	0	0	○	○	1	1	0	0	○	-	0	0	-

表6-1 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置箇数

番号	名称	感知 区画 番号	プロア (EL. / 階層)	取付高さ (m)	面積 (m ²)	煙感知器			熱感知器			炎感知器			備考
						必要	既設	消火 設備 流用	消防法 適合 確認	必要	既設	消火 設備 流用	消防法 適合 確認	必要	
	電動補助給水ポンプ室給氣ファン(A)	①	32.3	8m未満	13.33	1	1	0	○	1	1	0	○	-	
	電動補助給水ポンプ室給氣ファン(B)	①	32.3	8m未満	15.97	1	1	0	○	1	1	0	○	-	
	燃料取扱棟	①	32.3	20以上	867.12	-	0	0	2	-	-	※	0	-	
	RCPモータ点検エリア	②	32.3	8m以上 20m未満	248.95	4	3	0	4	○	-	0	0	-	○
	使用済燃料ピット	③	32.3	8m未満	101.84	2	1	0	1	○	3	0	4	○	-
	新燃料荷役庫	①	32.3	8m以上 20m未満	105.63	2	2	0	1	○	4	2	0	-	
	アニュラス排気フィルタユニット室	①	32.3	8m未満	227.32	-	-	-	-	-	0	0	0	-	非設置エリア
	格納容器運送用空気フィルタユニット室	①	39.5	8m未満	32.9	-	0	0	0	-	0	0	0	-	取付面がないエリア
	格納容器運送用空気フィルタユニット室	①	39.5	8m未満	91.95	2	4	0	0	○	3	2	8	0	
	格納容器運送用空気フィルタユニット室	①	39.5	8m未満	45.09	1	1	0	0	○	1	0	1	0	
	格納容器運送用空気フィルタユニット室	①	39.5	8m未満	189.09	3	9	0	0	○	6	3	22	0	
	アニュラス排気ファンエリア	①	39.5	8m未満	93.65	2	4	0	0	○	3	2	12	0	
	燃料油貯油槽(A)	-	-	-	-	0	0	-	-	2	0	-	-	1	屋外エリア
	燃料油貯油槽(B)	-	-	-	-	0	0	-	-	2	0	-	-	*	屋外エリア
	重油タンクエリア	-	-	-	-	0	0	-	-	2	0	-	-	*	炎感知器はDST-Cと兼用する。
	海水ポンプエリア(A)	-	-	-	-	0	0	-	-	1	0	-	-	1	屋外エリア
	海水ポンプエリア(B)	-	-	-	-	0	0	-	-	2	0	-	-	2	屋外エリア
	海水管ドレンチ室(屋外)	-	-	8m未満	-	-	24	0	0	-	4	0	6	-	屋外エリア
	降油タンクエリア	-	-	-	-	0	0	-	-	2	0	-	-	2	屋外エリア
	空冷式汎用発電装置エリア	-	-	-	-	0	0	-	-	5	0	-	-	3	屋外エリア
2-1	重油タンクエリア	2F	8m未満	290.85	4	9	0	0	○	9	0	28	0	-	
2-2	海水ポンプエリア	2F	8m未満	507.74	7	19	0	0	○	15	0	52	0	-	
2-3	海水ポンプエリア	2F	8m未満	41.41	1	2	0	0	○	2	0	4	0	-	
2-4	海水ポンプエリア	2F	8m未満	120	2	4	0	0	○	4	0	12	0	-	
2-5	海水ポンプエリア	2F	8m未満	840	12	28	0	0	○	24	0	84	0	-	
1-1	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	840	12	44	0	0	K	24	2	84	0	-	
1-2	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	120	2	6	0	0	○	4	0	12	0	-	
1-3	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	290.85	4	14	0	0	○	9	0	28	0	-	
1-4	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	505.52	7	26	0	0	○	15	0	52	0	-	
1-5	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	43.63	1	2	0	0	○	2	0	4	0	-	
1-6	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	1036.8	14	45	0	0	K	30	9	72	0	-	
1-7	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	230.26	4	9	0	0	○	7	0	16	0	-	
1-8	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	118.58	2	4	0	0	○	4	0	8	0	-	
1-9	固体廃棄物貯蔵庫	1F	8m未満	687.96	10	28	0	0	K	20	4	48	0	-	
B1-1	固体廃棄物貯蔵庫	B1F	8m未満	342.18	6	12	0	0	○	10	0	24	0	-	
B1-2	固体廃棄物貯蔵庫	B1F	8m未満	691.2	10	26	0	0	K	20	2	48	0	-	
B1-3	固体廃棄物貯蔵庫	B1F	8m未満	172.8	3	6	0	0	○	5	0	12	0	-	
B1-4	固体廃棄物貯蔵庫	B1F	8m未満	176.04	3	6	0	0	○	6	0	12	0	-	
B1-5	固体廃棄物貯蔵庫	B1F	8m未満	687.96	10	27	0	0	K	20	3	48	0	-	

表6-1 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数

番号	名称	感知 区画 番号	フロア (EL. / 階層)	取付高さ (m)	面積 (m ²)	煙感知器			熱感知器			炎感知器			備考	
						必要	既設	消防法 適合 確認	必要	既設	消防法 適合 確認	必要	既設	消防法 適合 確認		
1-①	1F	8m未満	474.86	7	18	0	0	○	14	0	46	0	○	-	0	0
1-②	1F	8m未満	44.75	1	2	0	0	○	2	0	4	0	○	-	0	0
1-③	1F	8m未満	313.24	6	12	0	0	○	9	0	36	0	○	-	0	0
1-④	1F	8m以上, 20m未満	16.32	-	0	0	0	-	-	0	0	0	○	-	0	0
1-⑤	1F	8m以上, 20m未満	37.72	-	0	0	0	-	0	0	0	0	○	-	0	0
1-⑥	1F	8m未満	23.15	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
1-⑦	1F	8m未満	26.72	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
1-⑧	1F	8m以上, 20m未満	71.86	-	0	0	0	-	0	0	0	0	○	-	0	0
1-⑨	1F	8m未満	47.09	1	4	0	0	○	2	0	4	0	○	-	0	0
1-⑩	1F	8m未満	86.61	2	6	0	0	○	3	0	8	0	○	-	0	0
2-①	2F	8m以上, 20m未満	56.36	1	2	0	0	-	0	0	0	0	○	-	1	0
2-②	2F	8m未満	29.8	1	2	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
2-③	2F	8m未満	91.76	2	2	0	1	○	3	0	6	0	○	-	0	0
2-④	2F	8m未満	409.53	6	20	0	0	○	12	0	36	0	○	-	0	0
2-⑤	2F	8m以上, 20m未満	16.32	1	1	0	0	○	-	1	0	0	○	-	0	0
2-⑥	2F	8m未満	56.91	1	0	0	1	○	2	0	6	0	○	-	2	0
2-⑦	2F	8m未満	62.99	0	0	2	0	○	2	0	6	0	○	-	2	0
2-⑧	2F	8m未満	45.48	1	6	0	0	○	2	0	6	0	○	-	0	0
2-⑨	2F	8m未満	76.26	2	0	0	2	○	3	0	6	0	○	-	2	0
2-⑩	2F	8m未満	82.35	2	0	0	2	○	3	0	6	0	○	-	2	0
2-⑪	2F	8m以上, 20m未満	38.19	1	2	0	0	○	-	0	2	0	○	-	0	0
2-⑫	2F	8m以上, 20m未満	71.86	-	0	0	0	-	0	0	0	0	○	-	0	0
2-⑬	2F	8m未満	101.95	2	4	0	1	○	3	0	10	0	○	-	0	0
3-①	3F	8m未満	198.25	3	20	0	0	○	6	0	20	0	○	-	0	0
3-②	3F	8m未満	19	1	4	0	0	○	1	0	2	0	○	-	0	0
3-③	3F	8m未満	84.6	2	8	0	0	○	3	0	8	0	○	-	0	0
3-④	3F	8m以上, 20m未満	71.5	2	4	0	0	○	-	0	0	0	○	-	2	0
3-⑤	3F	8m未満	170.27	3	16	0	0	○	5	0	16	0	○	-	0	0

表6-1 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置箇数

番号	名称	感知 区画 番号	プロア (EL. / 階層)	取付高さ (m)	面積 (m ²)	必要 既設	消火 設備 流用	消防法 適合 確認	必要 既設	消火 設備 流用	消防法 適合 確認	必要 既設	追設	既設 追設	消防法 適合 確認	火災感知器	炎感知器	備考
1-①	B1F	8m未満	144.82	-	0	0	0	-	5	8	16	0	0	-	2	0	○	○
1-②	B1F	8m未満	54.25	-	0	0	0	-	2	4	6	0	0	-	1	0	○	○
1-③	B1F	8m未満	135.69	-	0	0	0	-	1	4	12	16	0	○	-	4	0	○
1-④	B1F	8m未満	29.11	-	0	0	0	-	8	16	28	0	○	-	2	0	○	○
1-⑤	B1F	8m未満	252.64	-	0	0	0	-	3	6	8	0	○	-	3	0	○	○
1-⑥	B1F	8m未満	80.15	-	0	0	0	-	0	0	0	0	○	-	3	0	○	○
1-⑦	B1F	20以上	14.23	-	0	0	0	-	0	0	0	0	○	-	0	0	○	○
1-⑧	B1F	8m未満	18.63	-	0	0	0	-	1	4	4	0	1	-	2	0	○	○
2-①	1F	8m未満	329.11	5	14	0	2	1	10	0	38	0	0	-	0	0	○	○
2-②	1F	8m未満	35.11	1	0	2	0	0	1	4	0	0	0	-	0	0	○	○
2-③																		
2-④	1F	8m未満	289.62	4	8	0	3	0	9	0	40	0	0	-	0	0	○	○
2-⑤	1F	20以上	15.59	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	○	○
2-⑥	1F	8m未満	23.97	1	1	0	0	0	0	3	0	12	0	0	-	0	0	○
2-⑦	1F	8m以上, 20m未満	100.51	2	12	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	○
3-①	2F	8m未満	370.84	-	0	0	0	-	1	0	2	0	0	-	0	0	○	○
3-②	2F	8m未満	22.49	1	2	0	0	0	1	0	6	0	0	-	0	0	○	○
3-③	2F	8m未満	22.49	1	4	0	0	0	0	1	0	2	0	-	0	0	○	○
3-④	2F	8m未満	5.06	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	-	0	0	○	○
3-⑤	2F	8m未満	93.98	1	4	1	0	0	1	0	12	0	0	-	0	0	○	○
3-⑥	2F	8m未満	61.881	1	4	1	0	0	1	0	4	0	0	-	0	0	○	○
3-⑦	2F	8m未満	4.62	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	-	0	0	○	○
3-⑧	2F	8m未満	4.62	1	2	0	0	0	0	1	0	2	0	-	0	0	○	○
3-⑨	2F	8m未満	8.8	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	-	0	0	○	○
3-⑩	2F	8m未満	28.66	1	2	0	0	0	0	1	0	2	0	-	0	0	○	○
3-⑪	2F	8m未満	21.8	1	4	0	0	0	0	1	0	2	0	-	0	0	○	○
3-⑫	2F	8m未満	31.75	1	4	0	0	0	0	1	0	4	0	-	0	0	○	○
3-⑬	2F	8m未満	22.19	1	4	0	0	0	0	1	0	2	0	-	0	0	○	○
3-⑭	2F	8m未満	28.07	1	2	0	0	0	0	1	0	2	0	-	0	0	○	○
3-⑮	2F	20以上	14.63	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	○	○
3-⑯	2F	8m未満	22.53	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	○	○
3-⑰	2F	8m未満	13.41	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	○	○
4-①	3F	8m以上, 20m未満	375.53	6	10	0	0	0	-	0	0	0	0	-	4	0	○	○
4-②	3F	8m未満	13.96	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	-	0	0	○	○
4-③																		
4-④	3F	8m未満	69.7	1	2	0	0	0	0	2	0	6	0	-	0	0	○	○
4-⑤	3F	8m未満	119.64	2	6	0	0	0	0	4	0	14	0	-	0	0	○	○
4-⑥	3F	20以上	101.32	2	4	0	0	0	0	3	0	10	0	-	0	0	○	○
4-⑦	3F	8m未満	13.96	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	○	○
4-⑧	3F	8m以上, 20m未満	22.39	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	○	○
4-⑨	3F	8m未満	13.69	3	8	0	0	0	0	5	0	18	0	-	0	0	○	○
5-①	4F	8m未満	173.33	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	○	○
5-②	4F	8m未満	261.61	4	10	0	2	0	0	8	0	28	0	-	0	0	○	○
5-③	4F	8m未満	195.06	3	12	0	0	0	0	6	0	24	2	-	0	0	○	○
5-④	4F	20以上	14.05	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-	1	0	○	○
5-⑤	4F	8m未満	51.72	1	4	0	0	0	0	2	0	4	0	-	0	0	○	○
5-⑥	4F	8m未満	22.26	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	○	○
5-⑦	4F	8m未満	13.61	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	-	0	0	○	○
6-①	5F	8m未満	42.86	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	-	0	4	0	○
6-②	5F	8m未満	15.13	1	2	0	0	0	0	1	0	2	0	-	0	2	0	○
6-③	5F	8m以上, 20m未満	618.2	9	12	0	0	0	0	0	0	-12	0	-	0	0	○	○
7-①	-	8m以下, 20m未満	38.59	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	-	0	0	○	○
7-②	-	8m未満	645.45	9	15	0	0	0	0	0	0	-15	0	-	0	0	○	○
7-③	-	8m以上, 20m未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	12	-	0	0	○	○
蒸気発生器保管庫																		
備考																		
阶段室																		
4-⑨の感知器で監視																		

表6-1 火災区域又は火災区域(区画)における火災感知器の設置箇数

番号	名称	感知 区画 番号	プロア (EL. / 階層)	取付高さ (m)	面積 (m ²)	煙感知器			熱感知器			炎感知器			備考
						必要	既設	消火 設備 流用	追設	消防法 適合 確認	必要	既設	消火 設備 流用	追設	
①	緊急時対策所 (EL.32m)	-	8m未満	89.67	1	1	0	0	○	2	2	2	0	0	-
②		-	8m未満	91.74	1	1	0	0	○	2	2	2	0	0	-
③		-	8m未満	19.2	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	-
④	燃料油貯油槽 (A)	24.6	8m未満	112	-	0	0	0	-	-	2	0	0	-	屋外工アリ
⑤	燃料油貯油槽 (B)	24.6	8m未満	114.8	-	0	0	0	-	-	2	0	0	-	※ 熱感知器LGT-B-1と兼用する。
⑥	空調機器室 (A)	32.7	8m未満	76.14	2	2	0	0	○	3	4	0	0	○	-
⑦	非常用ガススタービン発電機室 (B1FL)	32.7	8m未満	77.55	2	1	0	1	1	3	6	0	0	-	
⑧	非常用ガススタービン発電機室 (B1FL)	32.7	8m以上 20m未満	28	1	2	0	0	○	0	1	0	0	-	
⑨	非常用ガススタービン発電機室	32.7	8m未満	133.48	2	6	0	0	○	4	4	0	0	○	-
⑩	非常用ガススタービン発電機室	32.7	8m未満	92.02	2	6	0	0	K	3	4	0	0	-	
⑪	非常用ガススタービン発電機制御盤室	32.7	8m未満	209.95	3	6	0	0	○	6	7	0	0	-	
⑫	電気機械室1	32.7	8m未満	57.04	1	2	0	0	○	2	2	0	0	-	
⑬	電気機械室2	32.7	8m未満	63.52	1	1	0	0	○	2	4	0	0	-	
⑭	第3蓄電池室	32.7	8m未満	108.8	2	2	0	0	○	4	8	0	0	-	
⑮	ケーブルスベース	32.7	8m未満	13.32	1	2	0	0	○	1	0	0	0	-	
⑯	ケーブルスベース	32.7	8m未満	29.24	1	2	0	0	○	1	1	0	0	-	
⑰	ケーブルスベース	37	8m未満	108.8	1	2	0	0	○	2	2	0	0	-	
⑱	機器子備室	41	8m未満	58.22	1	2	0	0	○	2	4	0	0	-	
⑲	空調機器室 (B)	41	8m未満	72.09	1	2	0	0	○	3	5	0	0	-	
⑳	非常用ガススタービン発電機室	41	8m未満	134.67	2	8	0	0	K	4	7	0	0	-	
㉑	非常用ガススタービン電気室	41	8m未満	217.66	3	6	0	0	○	11	0	0	0	-	
㉒	非常用ガススタービン電気室	41	8m未満	12.84	1	2	0	0	○	1	2	0	0	-	
㉓	空調機器室	41	8m未満	36.28	1	2	0	0	○	2	4	0	0	-	
㉔	第3直流水源設備室	41	8m未満	136.92	2	4	0	0	○	4	7	0	0	-	
㉕	空調機器室	41	8m未満	67.28	1	2	0	0	○	2	4	0	0	-	

補足説明資料 6－2

火災区域又は火災区画の火災感知器の
配置図について

6.2 火災区域又は火災区画の火災感知器の配置図について

火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を火災防護に関する説明書4.2(1)b.項に示す通り、消防法に準じて選定する設計とする。火災感知器の取付方法や設置個数については、消防法施行規則第23条第4項及び5.5項の火災感知器の選定および設置方法の考え方に基づき設置する設計とする。

また、火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分については、消防設備士の確認を受け、消防法施行規則に則り設置する設計とする。

上記を踏まえた火災区域又は火災区画における火災感知器の配置について、次頁以降に示す。

伊方発電所第3号機

火災感知器等の配置を明示した図面
(16/60)

四国電力株式会社

伊方発電所第3号機

火災感知器等の配置を明示した図面

(18/60)

四国電力株式会社

伊方発電所第3号機

火災感知器等の配置を明示した図面
(21/60)

四国電力株式会社

